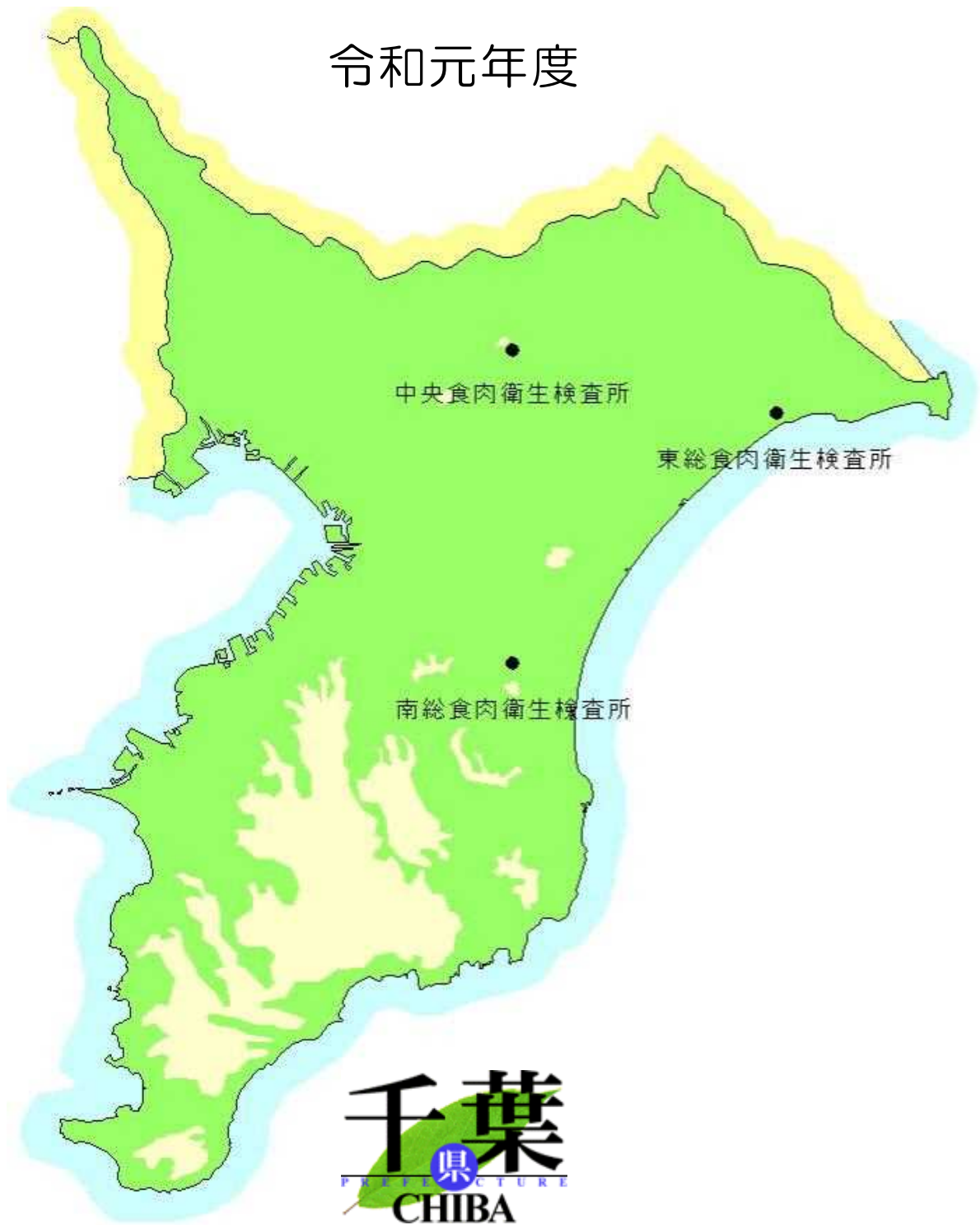


ちば

食肉衛生検査所

事業概要

令和元年度



千葉
県
CHIBA

はじめに

年号が平成から令和へ移り変わり、我が国の食を取り巻くさまざまな環境は常に変化しております。また昨年末からは新型コロナウイルスによる感染症が連日のように報道され、食の提供スタイルも変化する中、今年6月には HACCP に沿った衛生管理の制度化を含む改正法が施行されました。

これにより、と畜場及び食鳥処理場においても HACCP に基づく衛生管理が義務化となりました。各食肉衛生検査所では、所管施設に対する監視及び衛生指導に加え、食品取扱者に対する講習会等を行い、事業者が円滑に HACCP を導入し、実効的に機能するものとなるよう努めております。

これまでも各食肉衛生検査所においては、衛生的な施設環境での食肉及び食鳥肉処理の徹底を図って参りました。また、確実な家畜疾病の排除、施設における感染症対策にも注意を払うとともに、日ごろから家畜保健衛生所をはじめとする関係機関や近隣自治体と連携し、家畜伝染病等発生時の危機管理体制を強化することが益々重要となっております。

平成30年9月には国内で26年ぶりに豚熱（旧名称：豚コレラ）が発生し多くの豚が殺処分されてきましたが、食肉衛生検査所においても、と畜場における交差汚染防止対策の徹底や家畜保健衛生所が行うワクチン接種に対して協力するなど、早期の沈静化を図っているところです。

来年の夏には一年延期されることとなった2020年東京オリンピック・パラリンピックが開催され、これに伴い訪日される方も多く見込まれています。千葉県の食の素晴らしさを国内のみならず海外の方にも広く知っていただくためにも、食肉衛生検査所として検査業務の研鑽を積み、事業者、生産者や家畜衛生保健所など関係各所との情報共有や連携を強化しながら、より一層の食肉の安全・安心の確保に努めてまいります。

ここに、令和元年度の千葉県食肉衛生検査所の事業概要をとりまとめましたので、御高覧いただきますようお願い申し上げます。

令和2年7月

千葉県中央食肉衛生検査所長	高橋	孝二
千葉県東総食肉衛生検査所長	小山	裕士
千葉県南総食肉衛生検査所長	山田	裕康

目 次

第1章 総説

1 食肉衛生検査所の沿革	3
2 組織及び所掌事務	
(1) 組織図	5
(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)	6
(3) 職員構成	9
3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図	10
4 検査所の建物平面図及び案内図	
(1) 中央食肉衛生検査所	11
(2) 東総食肉衛生検査所	12
(3) 南総食肉衛生検査所	13
5 主要設備器具一覧	14

第2章 と畜検査事業

1 全県統計	
表 1 管内別検査頭数	15
表 2 月別検査頭数	15
表 3 畜種別・病因別病畜検査頭数	16
表 4 月別・病因別疾病検査頭数	16
表 5 年度別と畜検査頭数	17
表 6 と畜検査結果	18
表 7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	19
2 検査所別統計	
(1) 中央食肉衛生検査所	
表 8 月別検査頭数	20
表 9 と畜場別と畜検査頭数	20
表 10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	20
表 11 畜種別・病因別病畜検査頭数	21
表 12 月別・病因別病畜検査頭数	21
表 13 年度別と畜検査頭数	21
表 14 と畜検査結果	22
表 15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	23
(2) 東総食肉衛生検査所	
表 16 月別検査頭数	24
表 17 と畜場別と畜検査頭数	24
表 18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	24
表 19 畜種別・病因別病畜検査頭数	25
表 20 月別・病因別病畜検査頭数	25
表 21 年度別と畜検査頭数	25
表 22 と畜検査結果	26
表 23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数	27
(3) 南総食肉衛生検査所	
表 24 月別検査頭数	28

表 25	と畜場別と畜検査頭数	28
表 26	と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数	28
表 27	畜種別・病因別病畜検査頭数	29
表 28	月別・病因別病畜検査頭数	29
表 29	年度別と畜検査頭数	29
表 30	と畜検査結果	30
表 31	畜種別・疾病別一部廃棄頭数	31
第3章 食鳥検査事業		
表 32	食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数	32
表 33	食鳥検査羽数の年度別推移	32
表 34	月別検査羽数	33
表 35	食鳥種類別措置数及び廃棄数	33
表 36	食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数	33
表 37	禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)	34
表 38	禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)	35
表 39	食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人当たりの検査羽数	36
表 40	認定小規模食鳥処理場の確認状況	37
表 41	認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移	37
表 42	認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況	37
第4章 精密検査		
1	と畜・食鳥関係精密検査	38
2	食品化学検査関係	42
第5章 衛生指導関係		
1	食品衛生監視	43
2	衛生講習会	43
3	衛生状況調査	43
第6章 調査研究		
1	年度別調査研究発表目録(平成20年度～平成30年度)	48
2	令和元年度調査研究目録	50
第7章 附表		
1	と畜場使用料・と殺解体料並びに検査手数料	62
2	と畜場の構造設備等の概要	63
3	大規模食鳥処理場の構造設備等の概要	63
4	歴代所長一覧	64

第1章 総説

1 食肉衛生検査所の沿革

食肉衛生行政は昭和22年衛生行政機構の改善と強化が図られた一環として、それまで警察が行っていたものを保健所の行政組織下に置かれることになった。そして昭和28年社会情勢に対処するため屠畜場法が廃止され、現在のと畜場法が施行された。その後昭和40年代に入ると、高度成長期における食肉及び食肉製品の需要の急増と安全な食肉に対する要望に応えるため、本県では下表のような変遷を経て、現在に至っている。

なお、平成13年4月から精密検査の機能強化を図るため、各食肉衛生検査所で行っていた精密検査部門を東総食肉衛生検査所に集約した。

また、平成13年9月に本県において国内初のBSE陽性牛が確認されたことから、平成14年4月、検査を一括実施する東総食肉衛生検査所にBSE検査課を新設した。平成25年7月BSE検査対象月齢が48か月齢超へ引き上げられたことから、平成26年4月には細菌・BSE検査課として統合し、さらに平成29年4月健康牛に対するBSE検査が廃止されたことから、細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合した。同年4月と畜場および食鳥処理場におけるHACCP導入の支援指導等を行うためHACCP推進課を新設した。

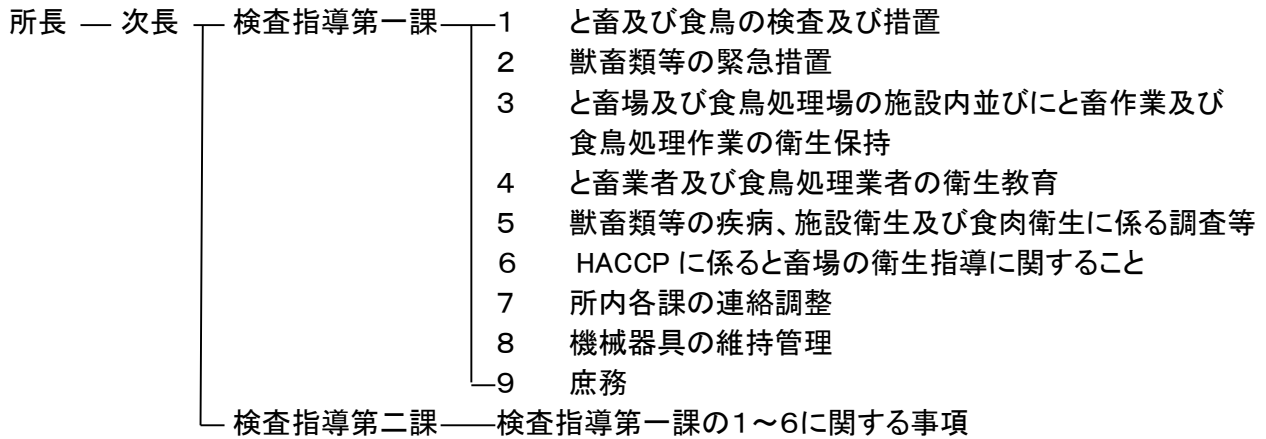
中央食肉衛生検査所	昭和49年 昭和50年 昭和52年 昭和58年 平成 4年 平成13年 平成21年	千葉県第4次総合5ヶ年計画で船橋保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足 事務所を船橋市浜町に移転 庶務検査課を庶務課・検査課に分離し3課となる 事務所を千葉市中央区神明町に移転 業務課を第一・第二課に分離し4課となる 庶務課・検査課が廃止され、業務課が検査指導課に改称され2課となる 事務所を成田市加良部に移転
東総食肉衛生検査所	昭和46年 昭和48年 昭和52年 昭和60年 平成 元年 平成13年 平成14年 平成26年 平成29年	旭市に庶務検査課・業務課の2課で発足 旭市二に庁舎を建設、移転 庶務課・検査課を分離し3課となる 業務課を第一・第二課に分離し4課となる 業務第三課を新設し5課となる 検査課を細菌検査課・理化学検査課に分離し、業務課を検査指導課に改称し、6課となる BSE検査課を新設し7課となる 細菌検査課とBSE検査課を細菌・BSE検査課に統合し、6課となる 細菌・BSE検査課と理化学検査課を精密検査課に統合し、HACCP推進課を新設し6課となる

南総食肉衛生検査所	昭和56年 昭和58年 平成13年	千葉県第2次新総合5ヶ年計画で茂原保健所内に庶務検査課・業務課の2課で発足 茂原市上林に庁舎を建設、移転 庶務検査課・業務課が検査指導第一課・検査指導第二課に改称される
-----------	-------------------------	--

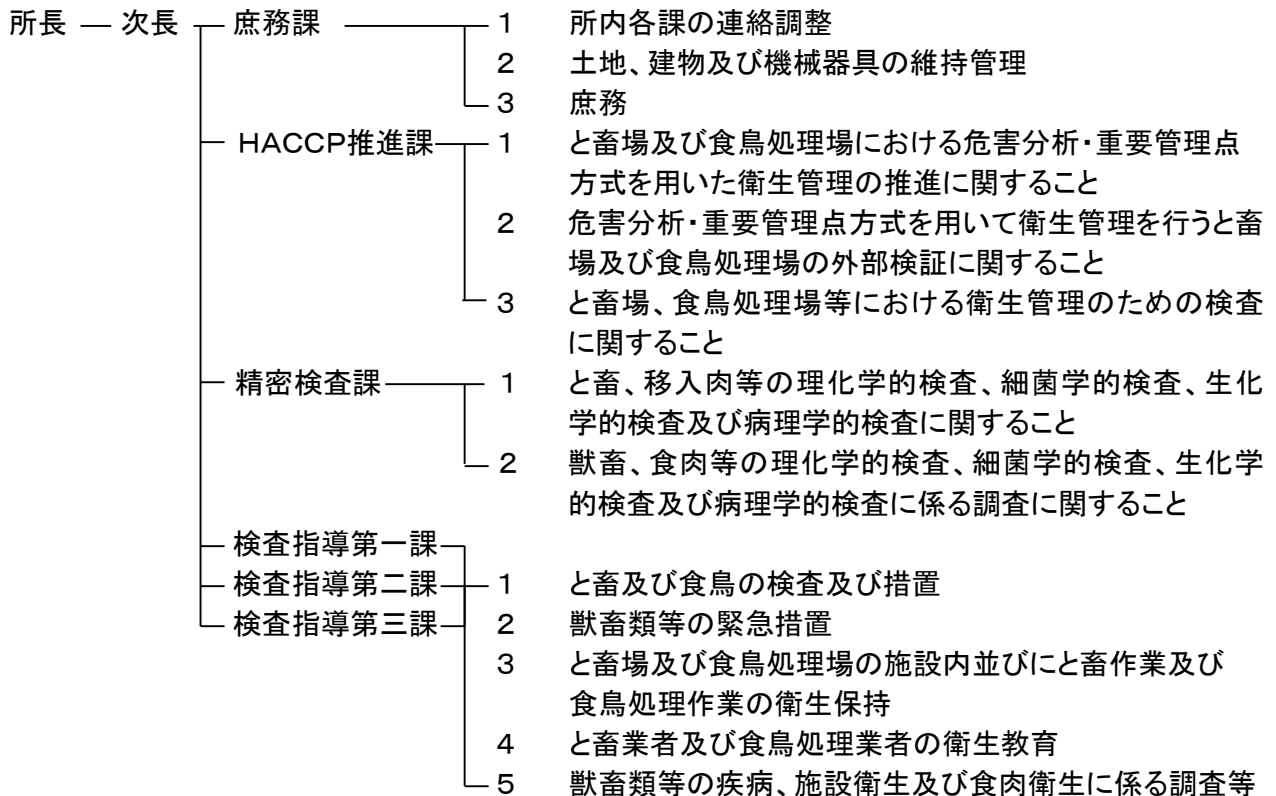
2 組織及び所掌事務

(1) 組織図 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

中央食肉衛生検査所



東総食肉衛生検査所



南総食肉衛生検査所

所長	一次長	検査指導第一課	1	と畜及び食鳥の検査及び措置
			2	獣畜類等の緊急措置
			3	と畜場及び食鳥処理場の施設内並びにと畜作業及び食鳥処理作業の衛生保持
			4	と畜業者及び食鳥処理業者の衛生教育
			5	獣畜類等の疾病、施設衛生及び食肉衛生に係る調査等
			6	HACCPに係ると畜場の衛生指導に関すること
			7	所内各課の連絡調整
			8	土地、建物及び機械器具の維持管理
			9	庶務
		検査指導第二課	1	検査指導第一課の1～5に関する事項
			2	野生鳥獣肉処理施設の施設内並びにとさつ解体作業の衛生保持

(2) 千葉県事務委任規則(抜粋)

(食肉衛生検査所長)

第五条の三 食肉衛生検査所の長に次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 と畜場法(昭和二十八年法律第百十四号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第三項の規定による届出の受理に関すること。
 - ロ 第五条第二項の規定による制限に関すること。
 - ハ 第七条第六項(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理に関すること。
 - ニ 第八条(第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による解任命令に関すること。
 - ホ 第十三条第一項第一号の規定による届出の受理に関すること。
 - ヘ 第十三条第三項の規定による指示に関すること。
 - ト 第十四条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - チ 第十四条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - リ 第十四条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定による検査に関すること。
 - ヌ 第十四条第四項の規定による承認に関すること。
 - ル 第十六条の規定による措置に関すること。
 - ヲ 第十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - ワ 第十八条第一項の規定による施設の使用の制限及び停止の命令に関すること。
 - カ 第十八条第二項の規定によるとさつ及び解体の業務の停止命令並びにとさつ及び解体の禁止に関すること。
- 二 と畜場法施行令(昭和二十八年政令第二百十六号)の施行に関すること。
 - イ 第四条第二号の規定による指定及び許可に関すること。

- ロ 第五条第一項第一号の規定による許可に関する事。
- ハ 第五条第一項第二号の規定による許可に関する事。
- ニ 第五条第一項第三号の規定による許可に関する事。
- 三 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成二年法律第七十号)の施行に関する事。
 - イ 第三条の規定による許可に関する事。
 - ロ 第六条第一項の規定による変更許可に関する事。
 - ハ 第六条第三項の規定による届出の受理に関する事。
 - ニ 第七条第二項の規定による届出の受理に関する事。
 - ホ 第八条の規定による事業の全部又は一部の停止命令に関する事。
 - ヘ 第九条の規定による食鳥処理場の整備改善命令若しくは食鳥処理場の全部若しくは一部の使用禁止又は食鳥処理の事業の全部若しくは一部の停止命令に関する事。
 - ト 第十二条第六項の規定による届出の受理に関する事。
 - チ 第十三条の規定による解任命令に関する事。
 - リ 第十四条の規定による届出の受理に関する事。
 - ヌ 第十五条第一項の規定による検査に関する事。
 - ル 第十五条第二項の規定による検査に関する事。
 - ヲ 第十五条第三項の規定による検査に関する事。
 - ワ 第十六条第一項の規定による認定に関する事。
 - カ 第十六条第二項の規定による変更の認定に関する事。
 - コ 第十六条第六項の規定による解任命令に関する事。
 - ク 第十六条第七項の規定による報告の受理に関する事。
 - ケ 第十六条第八項の規定による届出の受理及び効力を失う日の決定に関する事。
 - コ 第十六条第九項の規定による指導及び助言に関する事。
 - セ 第十七条第一項第四号の規定による届出の受理に関する事。
 - ネ 第二十条の規定による措置に関する事。
 - ナ 第三十七条第一項の規定による報告の徴収に関する事。
 - ラ 第三十八条第一項の規定による立入検査及び収去に関する事。
- 四 食品衛生法の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに第五十二条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設(いのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体する営業又はいのしし若しくは鹿をとさつし、若しくは解体し、若しくは解体された肉、内臓等を分割し、若しくは細切する営業に係るものに限る。次号及び第六号において同じ。)に係るものに限る。)。
 - イ 第二十八条の規定による報告の徴収、臨検検査及び収去に関する事。
 - ロ 第五十四条の規定による廃棄命令又は処置命令に関する事。
- 五 改正前の食品衛生法施行条例の施行に関する事(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに食品衛生法第五十二条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設に係るものに限る。)

- イ 別表第一自動販売機を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。)以外の営業(改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条に規定する営業に限る。)の項記録の作成及び保存の目第三号の規定による記録又は成績書の提出の要請に関すること。
- ロ 別表第一自動販売機を利用して行う営業(飲食店営業、喫茶店営業、乳類販売業及び氷雪製造業に限る。)以外の営業(改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条に規定する営業に限る。)の項回収及び廃棄の目第三号の規定による措置の指示に関すること。
- ハ 別表第二記録の作成及び保存の項下欄第四号の規定による記録又は水質検査の成績書の提出の要請に関すること。
- ニ 別表第二回収及び廃棄の項下欄の規定による措置の指示に関すること。
- 六 食品表示法の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るもの並びに食品衛生法第五十二条の規定による食肉処理業の許可を受けた施設に係るもののうち、アレルゲン、消費期限、添加物等の表示に係るものに限る。)。
 - イ 第六条第一項及び第三項の規定による指示に関すること。
 - ロ 第六条第五項の規定による命令に関すること。
 - ハ 第六条第八項の規定による命令に関すること。
 - ニ 第八条第一項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関すること。
 - ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受付に関すること。
 - ヘ 第十二条第三項の規定による調査に関すること。
- 七 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成十四年法律第七十号)の施行に関すること。
 - イ 第七条第二項ただし書の規定による許可に関すること。
- 八 農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律の施行に関すること(と畜場法第四条第一項の規定による許可を受けたと畜場及び食鳥処理の事業の規定及び食鳥検査に関する法律第三条の許可に係る食鳥処理場の施設内に係るものに限る。)。
 - イ 第十五条第二項の規定による輸出証明書の発行に関すること。
 - ロ 第十七条第二項の規定による申請の受理に関すること。
 - ハ 第十七条第四項の規定による確認に関すること。
 - ニ 第十七条第五項の規定による改善の要求に関すること。
 - ホ 第三十八条第二項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入調査及び質問に関すること。
 - ヘ 第三十八条第二項の規定による輸出証明書の発行の取消しに関すること。

全部改正〔昭和六三年規則二八号〕、一部改正〔平成四年規則五一号・五年四〇号・一一年四三号・一二年一三〇号・一五年一三六号・一六年五〇号・一七年五九号・一九年四二号・二五年三五号・二七年十六号・二八年一八号・令和二年規則十七号〕

(3)職員構成（令和元年6月1日現在）

中央食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			1(技)		1(事)	2(技)		1(事)			1(技)	6
検査指導 第二課			1(技)	1(技)					2(技)		3(技)	7
計	1	1	2	1	1	2		1	2		4	15

東総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師 (主事)	計
	1(技)	1(事) 1(技)										3
庶務課			※1	1(事)	1(事)							2
HACCP 推進課			1(技)						2(技)			3
精密検査 課			1(技)	1(技)		1(技)					3(技)	6
検査指導 第一課			1(技)	2(技)		2(技)			1(技)		6(技) ※2	12
検査指導 第二課			1(技)	2(技)		2(技)			1(技)		5(技)	11
検査指導 第三課			1(技)	2(技)		1(技)				2(技)	3(技)	9
計	1	2	5	9	1	6			4	2	17	46

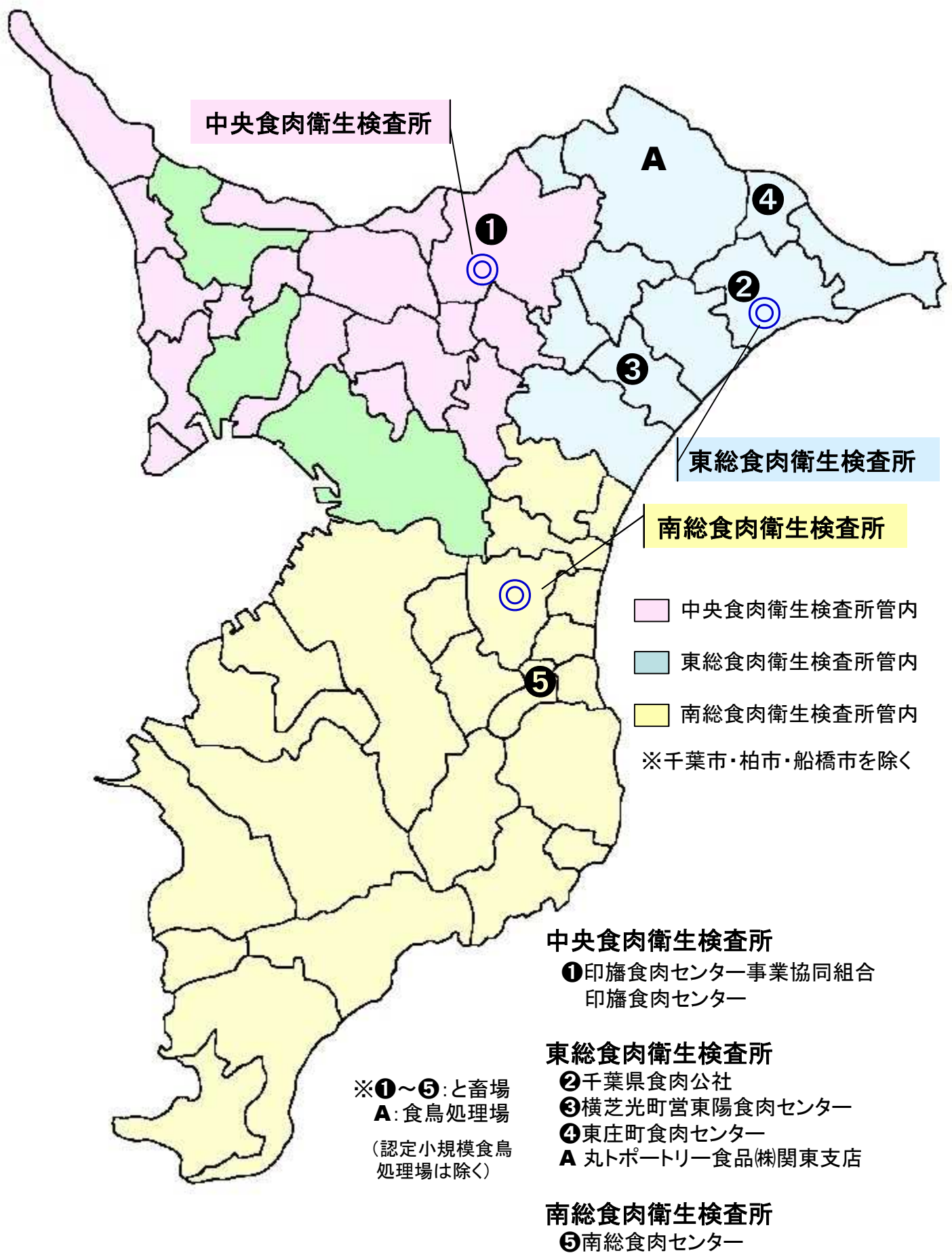
※1 事務次長による事務取扱 ※2 臨時任用職員を含む

南総食肉衛生検査所

職名 課名	所長	次長	課長	副主幹	主査	上席 専門員	副主査	主任 主事	専門員	主任 技師	技師	計
	1(技)	1(技)										2
検査指導 第一課			※1	1(事) 1(技)		1(技)				1(技)	2(技)	6
検査指導 第二課			1(技)	1(技)						1(技)	1(技)	4
計	1	1	1	3		1				2	3	12

※1 技術次長による事務取扱

3 所管区域及びと畜場・食鳥処理場(検査対象)配置図



4 検査所の建物平面図及び案内図

(1) 中央食肉衛生検査所

ア 施設の概要

所在地 成田市加良部 3-3-1

敷地面積 2,378.57 m²

建築延面積 792 m²

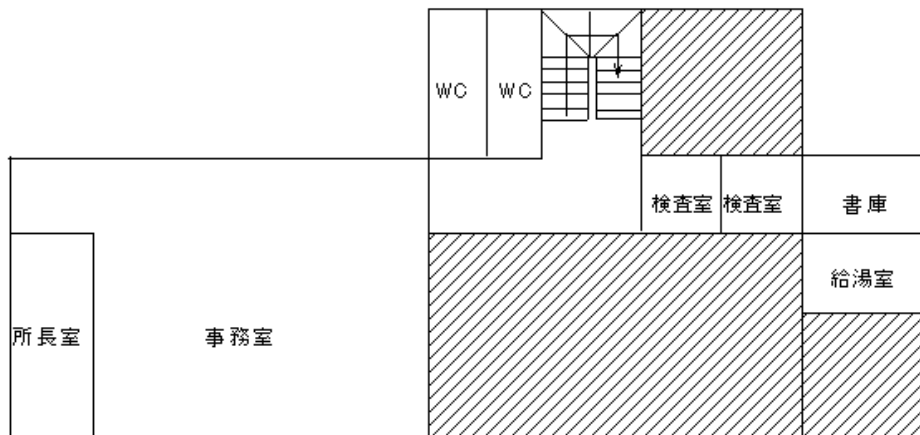
規模構造 鉄筋コンクリート2階建


内訳 1階 440 m²(印旛健康福祉センター 成田支所)

2階 298 m²(当所)※一部他事業施設

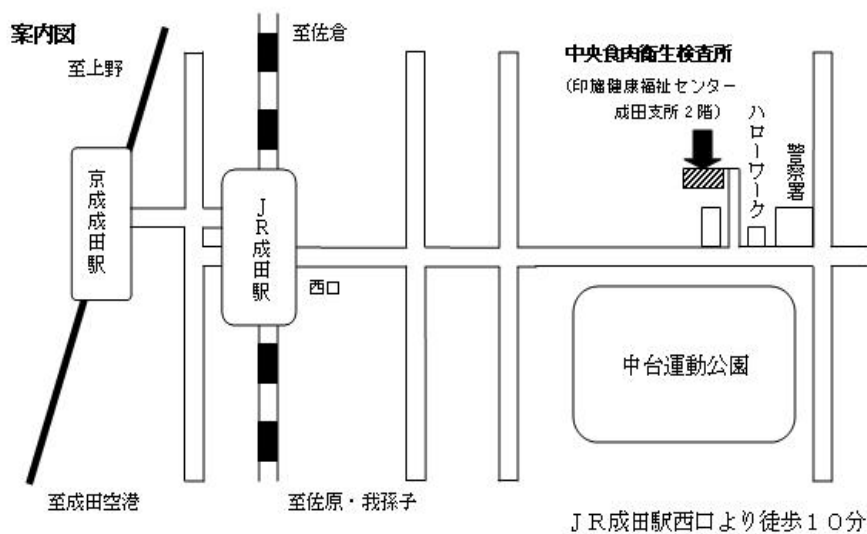
車庫 54 m²

イ 平面図



 : 中食検管轄外

ウ 案内図



(2)東総食肉衛生検査所

ア 施設の概要

所在地 旭市二の 5908- 3

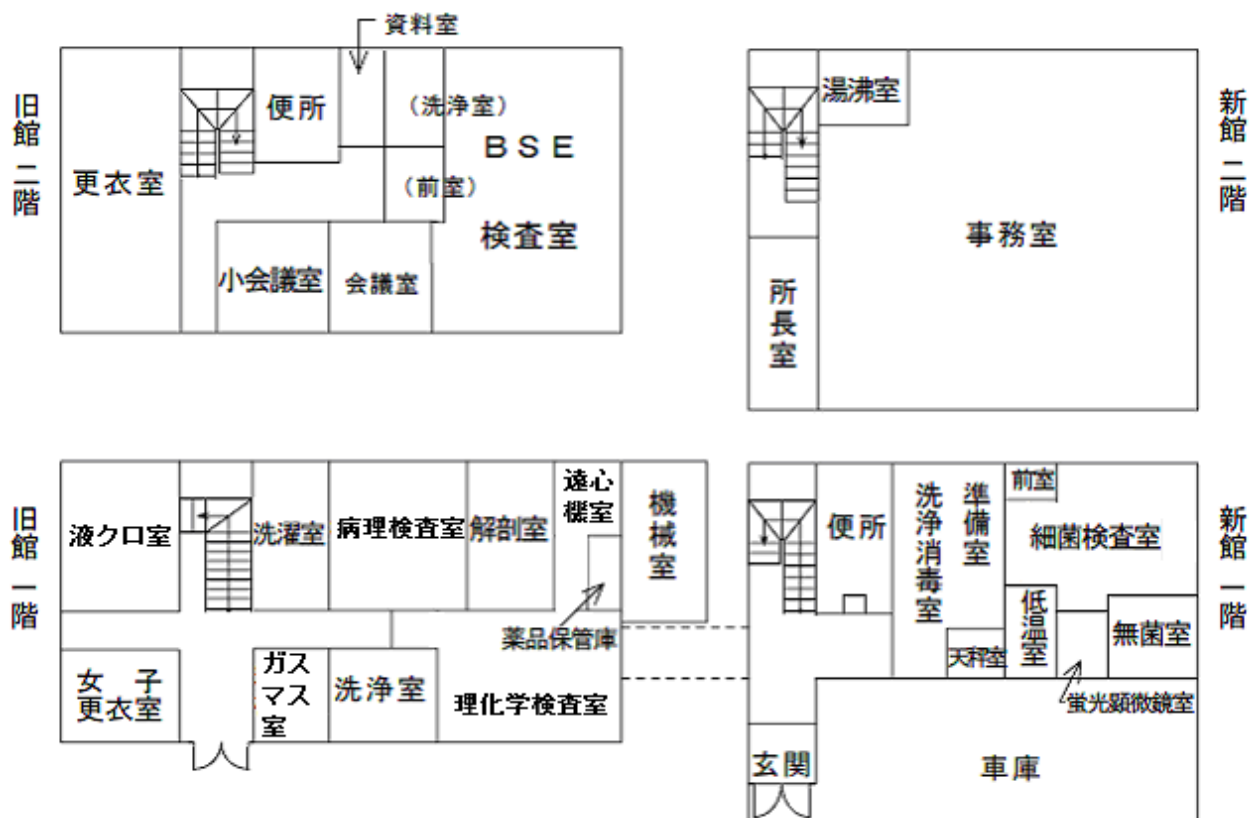
敷地面積 1,973.00 m²

建築延面積 945.05 m²

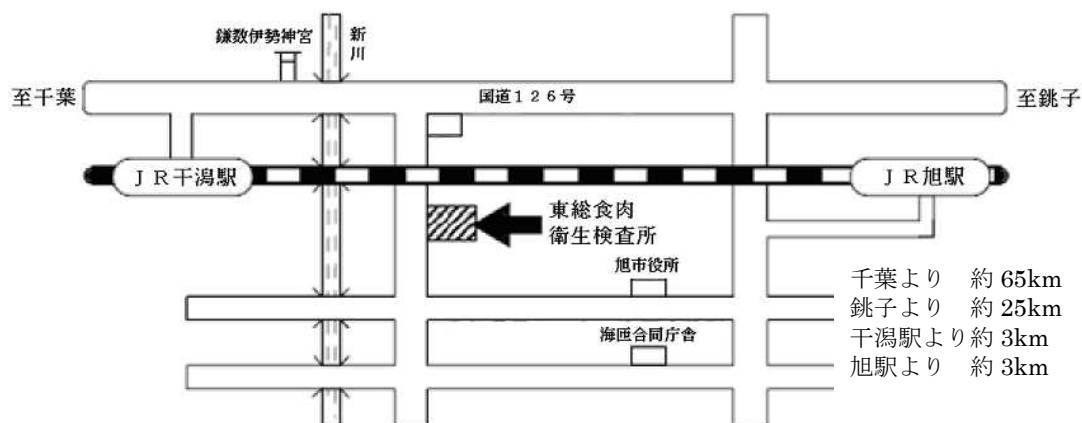
規模構造 鉄筋コンクリート2階建

内訳	新館	1階	228.40 m ²
		2階	234.00 m ²
	旧館	1階	250.90 m ²
		2階	231.75 m ²

イ 平面図



ウ 案内図

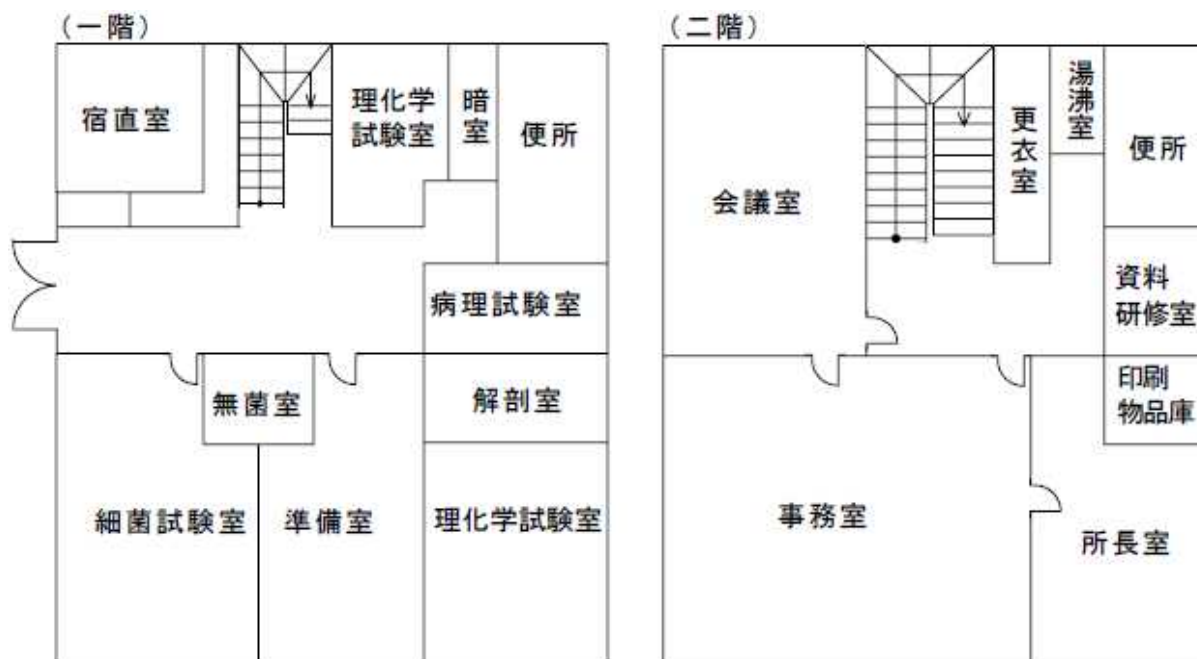


(3)南総食肉衛生検査所

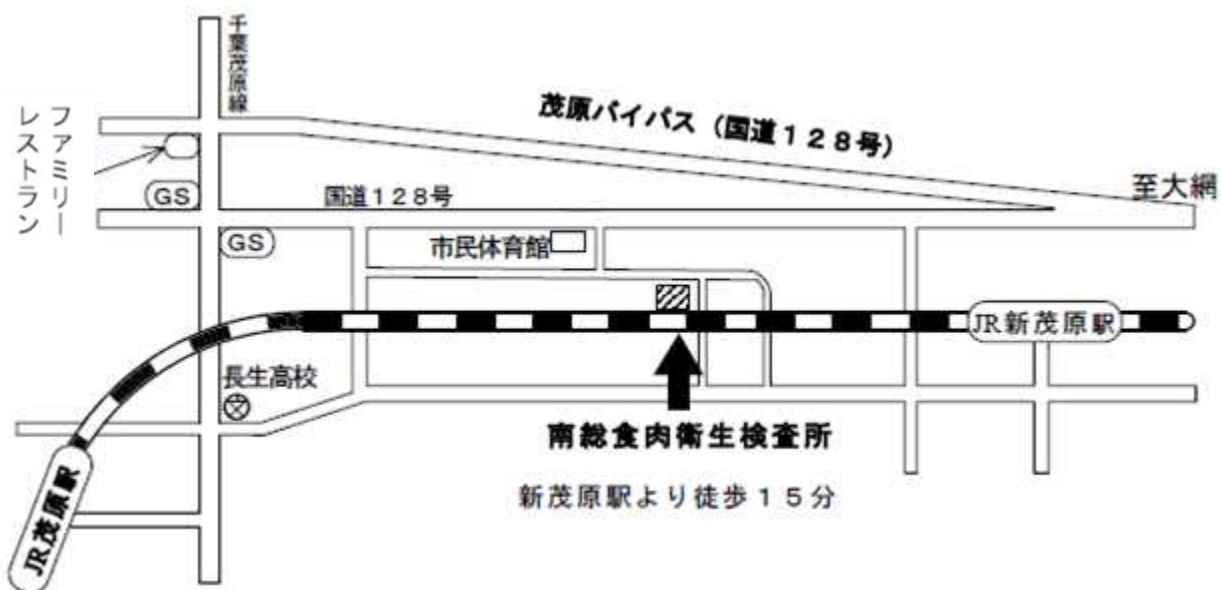
ア 施設の概要

所在地 茂原市上林 203-1
 敷地面積 1,195.41 m²
 建築延面積 420.00 m²
 規模構造 鉄筋コンクリート2階建
 内訳 1階 210 m²
 2階 210 m²

イ 平面図



ウ 案内図



5 主要設備器具一覧

(1) 検査用機器

○ 理化学検査

品名	数量			品名	数量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
遠心機	0	3	2	pHメーター	0	1	0
高速冷却遠心機	0	1	0	電子天秤	1	2	0
高速液体クロマトグラフ	0	2	0	電気炉	0	1	0
ロータリーエバポレーター	0	6	0	ホモジナイザー	0	2	0
ネオクールアスピレーター	0	3	0	ブレンダーミル	0	3	0
純水製造装置	0	1	0	超音波ピペット洗浄器	0	1	0
超純水製造装置	0	1	0	超音波洗浄器	0	1	0
インキュベーター	0	2	0	卓上型生化学検査システム(スポットケム等)	1	2	1
ドラフトチャンバー	0	1	0	フリーザー	0	2	0
ウォーターバス	0	1	0	クールインキュベーター	0	1	0
高速液体クロマトグラフ用質量分析計	0	1	0	器具乾燥器	0	1	0
冷蔵庫	0	2	8	発電機	0	1	0

○ 微生物検査

品名	数量			品名	数量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡(倒立、実体、ディスカッション、蛍光)	6	6	0	微量高速冷却遠心機	0	1	0
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	ヘマトクリット遠心機	0	1	0
オートクレーブ	2	2	1	卓上冷却遠心機	0	1	0
乾熱滅菌器	0	1	0	コロニーカウンター	0	1	0
プログラムインキュベーター	1	4	3	ストマッカー	0	3	0
CO ₂ インキュベーター	0	1	0	ピペットコントローラー	0	2	0
振盪培養器	0	1	0	pHメーター	0	1	0
ウォーターバス	0	2	0	放射温度計	0	1	1
安全キャビネット	0	1	0	純水製造装置	0	1	0
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	0	1	0	電子天秤	0	2	0
アルミブロック恒温槽	0	1	0	超音波洗浄器	0	1	0
ヒートブロック	0	1	0	器具乾燥器	0	1	1
冷蔵庫・冷凍庫	0	1	0	薬品庫	0	1	0
プレハブ冷蔵庫	0	1	1	デジタルカメラ	2	2	2
超低温フリーザー	0	1	0	発電機	0	1	0

○ 病理学検査

品名	数量			品名	数量		
	中央	東総	南総		中央	東総	南総
顕微鏡	0	2	0	クリオスタット	0	1	0
ディスカッション顕微鏡	0	1	1	マイクローム	0	2	2
顕微鏡用写真撮影装置	0	1	0	マイクロームホルダー	0	2	1
自動包埋装置	0	2	0	病理切片自動染色装置	0	1	0
パラフィン伸展器	0	3	2	フリーザー	0	1	1
ラミナーテーブル	0	1	0	強制排気装置	0	1	0
組織固定用振盪器	0	1	2	無影灯	0	1	0
凍結ブロック作成装置	0	1	0	解剖台	0	1	1

○ TSE検査(東総食肉衛生検査所)

品名	数量	品名	数量
安全キャビネット	2	電子天秤	1
全自動マイクロプレートEIA分析装置	2	データ処理用パソコン	1
細胞破碎機	3	アルミブロック恒温槽	2
微量高速冷却遠心機	1	マイクロプレートリーダー	1
超低温フリーザー	1	マイクロプレートウォッシャー	1
フリーザー	1	ドライアイス発生装置	1
クールインキュベーター	1	発電機	1
冷凍・冷蔵庫	1		

○ HACCP検査関係(東総食肉衛生検査所)

品名	数量	品名	数量
安全キャビネット	2	電子天秤	1
微量高速冷却遠心機	1	データ処理用パソコン	1
冷蔵庫	2	アルミブロック恒温槽	1
超純水製造装置	1	オートクレーブ	1
超音波洗浄機	1	プログラムインキュベーター	3
PCR検査機器(サーマルサイクラー)	2	器具乾燥器	1

(2) 庁用機器

自動車	3	4	3
-----	---	---	---

第2章 と畜検査事業

1 全県統計

表1 管内別検査頭数

管内 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉用	乳用					
中央食肉衛生検査所	198,864						198,864		
東総食肉衛生検査所	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34
南総食肉衛生検査所	38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	
計	887,935	21,965	12,779	9,186	628		865,292	16	34

表2 月別検査頭数

月 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		計	肉用	乳用					
平成31年 4月	80,301	1,841	1,113	728	48		78,412		
令和元年 5月	77,153	1,684	1,013	671	35		75,421		13
6月	65,965	1,590	932	658	55		64,313		7
7月	72,847	1,996	1,186	810	67		70,782		2
8月	63,957	1,634	795	839	20		62,300	3	
9月	66,238	2,005	1,130	875	55		64,176		2
10月	78,624	1,789	990	799	60		76,765	2	8
11月	74,932	2,316	1,457	859	80		72,536		
12月	77,597	2,153	1,359	794	65		75,366	11	2
令和2年 1月	77,993	1,677	924	753	31		76,285		
2月	71,494	1,545	880	665	54		69,895		
3月	80,834	1,735	1,000	735	58		79,041		
計	887,935	21,965	12,779	9,186	628		865,292	16	34

表3 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分 \ 畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,484	1,224	102	1,122	17		243		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの	1						1		
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	2						2		
計	1,487	1,224	102	1,122	17		246		

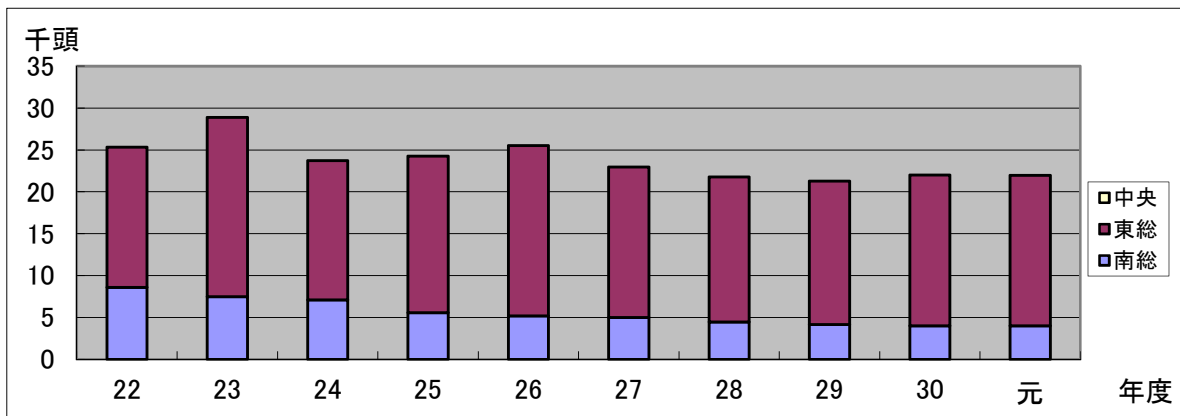
表4 月別・病因別疾病検査頭数

疾病区分 \ 月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	1,484	85	98	83	126	176	180	152	138	132	116	94	104
(3)汚染源となる症状を呈しているもの								1					
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	2												2
計	1,487	85	98	83	126	176	180	153	138	132	116	94	106

表5 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
22年度	899,816	25,346	13,728	11,618	665	3	873,796	0	6
23年度	889,270	28,900	17,430	11,470	617	2	859,749	1	1
24年度	892,241	23,711	13,465	10,246	525	1	868,000	0	4
25年度	924,482	24,261	13,522	10,739	560	2	899,646	0	13
26年度	865,632	25,508	14,650	10,858	529	3	839,582	0	10
27年度	889,765	22,950	11,924	11,026	439	4	866,350	4	18
28年度	889,100	21,784	12,101	9,683	525	2	866,781	7	1
29年度	896,958	21,295	11,974	9,321	652	0	874,987	0	24
30年度	901,529	22,174	12,980	9,194	631	3	878,691	0	30
元年度	887,935	21,965	12,779	9,186	628	0	865,292	16	34

年度別と畜検査頭数(牛)



年度別と畜検査頭数(豚)

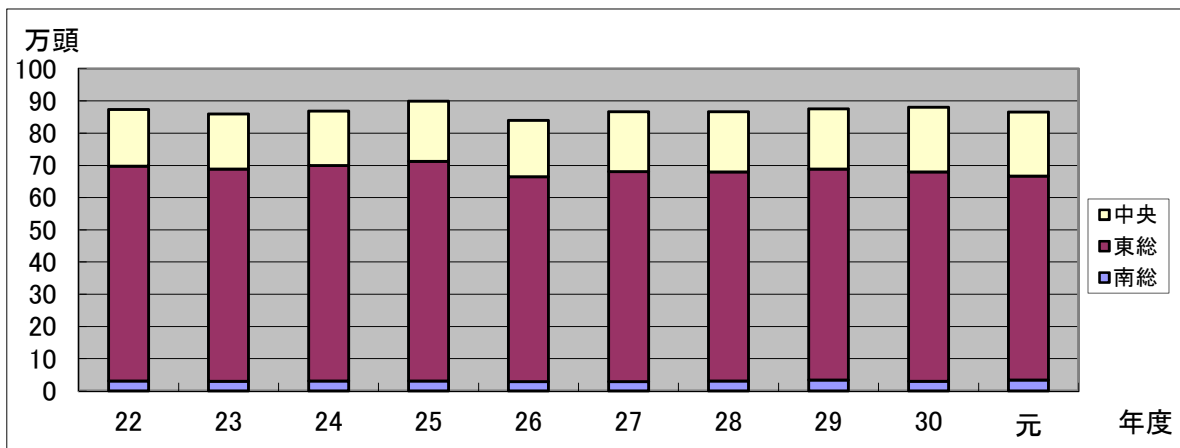


表7 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎		221,424	414	123		220,887		
	肺虫症								
	血液吸入肺炎		173,199	5			173,194		
	肺膿瘍		29,819	66	26		29,727		
	胸膜肺炎		22,887	10	2		22,875		
	横隔膜炎		9,257	100	11		9,146		
	横隔膜膿瘍		362	303	7		52		
その他		3	3						
小計		456,951	901	169		455,881			
循環器	心外膜炎		41,473	447	17		41,007	2	
	心筋炎		17	17					
	心筋変性		59	51	4		4		
	リポフスチン沈着		135	134			1		
	その他		7	6			1		
	小計		41,691	655	21		41,013	2	
消化器	肝炎		64,583	4,061	104		60,413	5	
	寄生虫性肝炎		33,813	1			33,812		
	肝硬変		1,619	16			1,603		
	肝膿瘍		1,040	950	32		58		
	肝包膜炎		3,414	7	2		3,405		
	脂肪肝変性		554	31	1		522		
	退色肝		722	4			718		
	肝富脈斑		927	927					
	鋸屑肝		1,149	1,149					
	産褥肝								
	肝蛭症		9	9					
	胆管炎		81	81					
	肝変性								
	ニクズク肝		6	5	1				
	リポフスチン沈着肝		354	352	1		1		
	胃炎		582	32	2		548		
	胃腸炎		20,054	486	9		19,558		1
	大腸炎		12,681	80	1		12,600		
	小腸炎		15,820	263	1		15,556		
	腸炎		8,063	628	6		7,429		
腸気泡症		157				157			
腹膜炎		16,419	99	12		16,308			
その他		67	29	4		34			
小計		182,114	9,210	176		172,722	5	1	
泌尿・生殖器	腎炎		4,016	1,292	179		2,545		
	のう胞腎		6,277	97			6,180		
	膀胱炎		45	18			27		
	乳房炎		32	20			12		
	子宮炎		310	100			210		
	子宮蓄膿症		30	28			2		
	その他		41	162			44		
	小計		10,916	1,717	179		9,020		
運動器	出血性筋炎		1,994	844	16		1,134		
	化膿性筋炎		3,109	133	5		2,971		
	筋炎		3	1			2		
	筋肉変性		1,431	1,148	28		254	1	
	筋肉水腫		415	335	1		79		
	関節炎		1,100	20	8		1,072		
	その他		4	2			2		
小計		8,056	2,483	58		5,514	1		
その他	放線菌症		10	10					
	脂肪壊死		424	424					
	非定型抗酸菌症(腸)		9,390				9,390		
	非定型抗酸菌症(顎)		2,154				2,154		
	腫瘍		7	1			6		
	その他		12	9			3		
小計		11,997	444			11,553			
計		711,725	15,410	603		695,703	8	1	

2 検査所別統計

(1) 中央食肉衛生検査所

表8 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
平成31年	4月	17,635					17,635			
令和元年	5月	17,035					17,035			
	6月	15,306					15,306			
	7月	16,217					16,217			
	8月	15,562					15,562			
	9月	15,490					15,490			
	10月	17,297					17,297			
	11月	16,374					16,374			
	12月	17,058					17,058			
令和2年	1月	17,400					17,400			
	2月	15,804					15,804			
	3月	17,686					17,686			
	計	198,864					198,864			

表9 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
	印旛食肉センター	198,864					198,864			
	計	198,864					198,864			

表10 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開催日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
印旛食肉センター	198,864	242	1,823	822	110
計	198,864	242	1,823	822	110

表11 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山 羊
			計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの										
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		12					12			
(3)汚染源となる症状を呈しているもの		1					1			
(4)異常熱のあるもの										
(5)その他										
計		13					13			

表12 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病を著しく疑うもの														
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		12	1		1	2	1	2	1	1	2	1		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの		1							1					
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他														
計		13	1		1	2	1	2	2	1	2	1		

表13 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山 羊
			計	肉用	乳用					
22年度		176,235					176,235			
23年度		171,188					171,188			
24年度		168,102					168,102			
25年度		187,601					187,601			
26年度		174,337					174,337			
27年度		185,542					185,542			
28年度		186,836					186,836			
29年度		186,502					186,502			
30年度		197,538					197,538			
元年度		198,864					198,864			

表14 と畜検査結果

獣畜名	と畜検査頭数 (A)	処分内容	処分実頭数 (B)	疾病別処分頭数																
				細菌病			原虫病			寄生虫病			その他の疾病				計			
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	その他	マトキソプラズマ病	のう虫症	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疽	水腫		腫瘍	腫に炎症よる汚染物は縮は	萎変性又は
牛		禁止 全部廃棄 一部廃棄																		
とく		禁止 全部廃棄 一部廃棄																		
馬		禁止 全部廃棄 一部廃棄																		
豚	198,864	禁止 全部廃棄 一部廃棄	157 168,423	2					64	81	8	21	2	1	185,251	670	1,195	187,138	157	
めん羊		禁止 全部廃棄 一部廃棄																		
山羊		禁止 全部廃棄 一部廃棄																		
計	198,864	禁止 全部廃棄 一部廃棄	157 168,423	2				64	81	8	21	2	1	185,251	670	1,195	187,138	157		

表15 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

		計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎	53,731				53,731		
	肺虫症							
	血液吸入肺炎	9,623				9,623		
	肺膿瘍	14,474				14,474		
	胸膜肺炎	19,354				19,354		
	横隔膜炎	5,824				5,824		
その他	横隔膜膿瘍	41				41		
	その他							
小計		103,047				103,047		
循環器	心外膜炎	12,582				12,582		
	心筋炎							
	心筋変性	2				2		
	リポフスチン沈着							
その他	その他							
	小計	12,584				12,584		
消化器	肝炎	29,065				29,065		
	寄生虫性肝炎	5,619				5,619		
	肝硬変	219				219		
	肝膿瘍	42				42		
	肝包膜炎	2,053				2,053		
	脂肪肝変性	261				261		
	退色肝	80				80		
	肝富脈斑							
	鋸屑肝							
	産褥肝							
	肝蛭症							
	胆管炎							
	肝変性							
	ニクズク肝							
	リポフスチン沈着							
	その他	胃炎	456				456	
胃腸炎		2,771				2,771		
大腸炎		7,150				7,150		
小腸炎		6,475				6,475		
腸炎		7,077				7,077		
腸気泡症		74				74		
腹膜炎		3,766				3,766		
その他								
小計		65,108				65,108		
泌尿・生殖器		腎炎	430				430	
	のう胞腎	1,121				1,121		
	膀胱炎							
	乳房炎	4				4		
	子宮炎	42				42		
	子宮蓄膿症	1				1		
その他	その他							
	小計	1,598				1,598		
運動器	出血性筋炎	406				406		
	化膿性筋炎	1,253				1,253		
	筋肉変性	108				108		
	筋肉水腫	21				21		
	関節炎	327				327		
	その他							
その他	その他							
	小計	2,115				2,115		
その他	放線菌症							
	脂肪壊死							
	非定型抗酸菌症(腸)	2,582				2,582		
	非定型抗酸菌症(顎)	103				103		
その他	腫瘍	1				1		
	その他							
小計		2,686				2,686		
計		187,138				187,138		

(2)東総食肉衛生検査所

表16 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
平成31年	4月	59,347	1,559	1,023	536	34		57,754		
令和元年	5月	56,549	1,407	930	477	18		55,111		13
	6月	47,860	1,294	832	462	31		46,528		7
	7月	53,623	1,656	1,088	568	43		51,922		2
	8月	45,379	1,237	720	517	18		44,121	3	
	9月	48,221	1,605	1,028	577	29		46,585		2
	10月	58,114	1,428	905	523	24		56,652	2	8
	11月	55,453	1,972	1,355	617	58		53,423		
	12月	57,161	1,790	1,273	517	31		55,338		2
令和2年	1月	56,967	1,317	835	482	15		55,635		
	2月	52,459	1,266	801	465	24		51,169		
	3月	59,873	1,424	920	504	35		58,414		
	計	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34

表17 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
千葉県食肉公社		442,689	14,619	9,719	4,900	341		427,729		
東陽食肉センター		109,105	3,336	1,991	1,345	19		105,711	5	34
東庄町食肉センター		99,212						99,212		
	計	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34

表18 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開場日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
千葉県食肉公社	471,927	253	3,141	1,866	151
東陽食肉センター	115,777	245	1,960	473	60
東庄町食肉センター	99,212	240	970	414	103
計	686,916	738	6,071	931	114

表19 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの									
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	856	622	86	536	5		229		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの									
(4)異常熱のあるもの									
(5)その他	2						2		
計	858	622	86	536	5		231		

表20 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの													
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの	856	54	61	46	70	92	106	87	78	73	70	63	56
(3)汚染源となる症状を呈しているもの													
(4)異常熱のあるもの													
(5)その他	2												2
計	858	54	61	46	70	92	106	87	78	73	70	63	58

表21 年度別と畜検査頭数

年度	畜種 計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
		牛計	肉用	乳用					
22年度	684,176	16,756	12,798	3,958	599	2	666,813		6
23年度	680,450	21,433	16,822	4,611	525	2	658,488	1	1
24年度	686,329	16,601	12,999	3,602	462	1	669,261		4
25年度	700,259	18,683	12,845	5,838	505	2	681,056		13
26年度	657,529	20,316	13,904	6,412	488	3	636,713		9
27年度	670,213	17,939	11,267	6,672	390	2	651,869	4	9
28年度	666,672	17,331	11,253	6,078	456	2	648,875	7	1
29年度	672,517	17,120	10,973	6,147	392		654,988		17
30年度	665,606	18,088	11,937	6,151	355	3	647,131		29
令和元年度	651,006	17,955	11,710	6,245	360		632,652	5	34

表22 と畜検査結果

獣畜名	と畜検査頭数 (A)	処分内容	処分実頭数 (B)	疾病別処分頭数												計												
				細菌病			原虫病			寄生虫病			その他の疾病															
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	その他	マトキソプラズマ	のう虫症	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸		水腫	腫瘍	に炎症による汚染物は	萎縮性は	その他							
牛	17,955	禁止 全部廃棄 一部廃棄	214 8,214			6								7	71		3	28	105								214	
とく	360	禁止 全部廃棄 一部廃棄	217																									
馬		禁止 全部廃棄 一部廃棄																										
豚	632,652	禁止 全部廃棄 一部廃棄	585 429,889											180	368	4	7		20									585
めん羊	5	禁止 全部廃棄 一部廃棄	1																									
山羊	34	禁止 全部廃棄 一部廃棄	1																									
計	651,006	禁止 全部廃棄 一部廃棄	799 438,322			6				4				187	439	4	10	28	125	6	252							799
																												487,016

表23 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

			計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎		159,583	320	64		159,199		
	肺虫症								
	血液吸入肺炎		155,841	5			155,836		
	肺膿瘍		15,331	65	23		15,243		
	胸膜肺炎		2,640	2			2,638		
	横隔膜炎		2,345	55	1		2,289		
	横隔膜膿瘍		313	299	3		11		
その他		3	3						
小計		336,056	749	91		335,216			
循環器	心外膜炎		26,783	269	6		26,508		
	心筋炎		17	17					
	心筋変性		1	1					
	リポフスチン沈着		40	39			1		
	その他		6	5			1		
小計		26,847	331	6		26,510			
消化器	肝炎		28,589	2,067	28		26,493	1	
	寄生虫性肝炎		24,990	1			24,989		
	肝硬変		1,396	15			1,381		
	肝膿瘍		889	855	18		16		
	肝包膜炎		1,360	7	2		1,351		
	脂肪肝変性		263	4			259		
	退色肝		626	4			622		
	肝富脈斑		600	600					
	鋸屑肝		1,093	1,093					
	産褥肝								
	肝蛭症		4	4					
	胆管炎		58	58					
	肝変性								
	ニクズク肝		1		1				
	リポフスチン沈着		38	38					
	胃炎		49	4	2		43		
	胃腸炎		16,778	341	6		16,430		1
	大腸炎		3,634	31	1		3,602		
	小腸炎		9,133	230	1		8,902		
	腸炎		514	216	2		296		
腸気泡症		81				81			
腹膜炎		12,369	42	1		12,326			
その他		36	7	1		28			
小計		102,501	5,617	63		96,819	1	1	
泌尿・生殖器	腎炎		2,826	708	59		2,059		
	のう胞腎		5,049	76			4,973		
	膀胱炎		45	18			27		
	乳房炎		20	12			8		
	子宮炎		266	98			168		
	子宮蓄膿症		27	26			1		
	その他		10	132			43		
小計		8,408	1,070	59		7,279			
運動器	出血性筋炎		1,241	583	10		648		
	化膿性筋炎		1,640	80	3		1,557		
	筋炎		3	1			2		
	筋肉変性		159	58			101		
	筋肉水腫		252	207	1		44		
	関節炎		768	16	7		745		
	その他		2				2		
小計		4,065	945	21		3,099			
その他	放線菌症		6	6					
	脂肪壊死		396	396					
	非定型抗酸菌症(腸)		6,715				6,715		
	非定型抗酸菌症(顎)		2,004				2,004		
	腫瘍		6	1			5		
その他		12	9			3			
小計		9,139	412			8,727			
計		487,016	9,124	240		477,650	1	1	

(3)南総食肉衛生検査所

表24 月別検査頭数

月	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
平成31年	4月	3,319	282	90	192	14		3,023		
令和元年	5月	3,569	277	83	194	17		3,275		
	6月	2,799	296	100	196	24		2,479		
	7月	3,007	340	98	242	24		2,643		
	8月	3,016	397	75	322	2		2,617		
	9月	2,527	400	102	298	26		2,101		
	10月	3,213	361	85	276	36		2,816		
	11月	3,105	344	102	242	22		2,739		
	12月	3,378	363	86	277	34		2,970	11	
令和2年	1月	3,626	360	89	271	16		3,250		
	2月	3,231	279	79	200	30		2,922		
	3月	3,275	311	80	231	23		2,941		
	計	38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	

表25 と畜場別と畜検査頭数

と畜場	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			計	肉用	乳用					
南総食肉センター		38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	
計		38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	

表26 と畜場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人1日当たりの検査頭数

と畜場	と畜検査頭数 (小動物換算)	開催日数	延検査員 派遣人数	1日当たりの 検査頭数 (頭/日)	1人1日当たりの 検査頭数 (頭/人・日)
南総食肉センター	46,085	245	1,514	189	31
計	46,085	245	1,514	189	31

表27 畜種別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの										
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		616	602	16	586	12		2		
(3)汚染源となる症状を呈しているもの										
(4)異常熱のあるもの										
(5)その他										
計		616	602	16	586	12		2		

表28 月別・病因別病畜検査頭数

疾病区分	月	計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			(1)人畜共通伝染病・家畜伝染病が著しく疑われるもの											
(2)起立不能・機能障害のため著しく歩様蹠踉のもの		616	30	37	36	54	83	72	64	59	57	45	31	48
(3)汚染源となる症状を呈しているもの														
(4)異常熱のあるもの														
(5)その他														
計		616	30	37	36	54	83	72	64	59	57	45	31	48

表29 年度別と畜検査頭数

年度	畜種	計	牛			とく	馬	豚	めん羊	山羊
			牛計	肉用	乳用					
22年度		39,405	8,590	930	7,660	66	1	30,748		
23年度		37,632	7,467	608	6,859	92		30,073		
24年度		37,810	7,110	466	6,644	63		30,637		
25年度		36,622	5,578	677	4,901	55		30,989		
26年度		33,765	5,192	746	4,446	41		28,532		
27年度		34,010	5,011	657	4,354	49	2	28,939		9
28年度		35,592	4,453	848	3,605	69		31,070		
29年度		37,939	4,175	1,001	3,174	260		33,497		7
30年度		38,385	4,086	1,043	3,043	276		34,022		1
元年度		38,065	4,010	1,069	2,941	268		33,776	11	

表30 と畜検査結果

獣畜名	と畜検査頭数 (A)	処分内容	処分実頭数 (B)	疾病別処分頭数													計									
				細菌病			原虫病			寄生虫病			その他の疾病													
				豚丹毒	サルモネラ症	放線菌病	その他	マトキソプラズマ	のう虫症	ジストマ	その他	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫		腫瘍	腫に炎症による汚染物は	萎縮性は	その他					
牛	4,010	禁止 全部廃棄 一部廃棄	126 3,026			4								3	42		3	5	73						126	
とく	268	禁止 全部廃棄 一部廃棄	3 207				5							2	1											3
馬		禁止 全部廃棄 一部廃棄																								
豚	33,776	禁止 全部廃棄 一部廃棄	16 27,824											7	6		2	14	1							16
めん羊	11	禁止 全部廃棄 一部廃棄	6																							
山羊		禁止 全部廃棄 一部廃棄																								
計	38,065	禁止 全部廃棄 一部廃棄	145 31,063			4								12	49		5	142	74							145
							5																			37,571

表31 畜種別・疾病別一部廃棄頭数

		計	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
呼吸器	肺炎	8,110	94	59		7,957		
	肺虫症							
	血液吸入肺炎	7,735				7,735		
	肺膿瘍	14	1	3		10		
	胸膜肺炎	893	8	2		883		
	横隔膜炎	1,088	45	10		1,033		
器	横隔膜膿瘍	8	4	4				
	その他							
小計		17,848	152	78		17,618		
循環器	心外膜炎	2,108	178	11		1,917	2	
	心筋炎							
	心筋変性	56	50	4		2		
	リポフスチン沈着	95	95					
	その他	1	1					
小計		2,260	324	15		1,919	2	
消化器	肝炎	6,929	1,994	76		4,855	4	
	寄生虫性肝炎	3,204				3,204		
	肝硬変	4	1			3		
	肝膿瘍	109	95	14				
	肝包膜炎	1				1		
	脂肪肝変性	30	27	1		2		
	退色肝	16				16		
	肝富脈斑	327	327					
	鋸屑肝	56	56					
	産褥肝							
	肝蛭症	5	5					
	胆管炎	23	23					
	肝変性							
	ニクズク肝	5	5					
	リポフスチン沈着肝	316	314	1		1		
	胃炎	77	28			49		
	胃腸炎	505	145	3		357		
	大腸炎	1,897	49			1,848		
	小腸炎	212	33			179		
	腸炎	472	412	4		56		
腸気泡症	2				2			
腹膜炎	284	57	11		216			
その他	31	22	3		6			
小計		14,505	3,593	113		10,795	4	
泌尿・生殖器	腎炎	760	584	120		56		
	のう胞腎	107	21			86		
	膀胱炎							
	乳房炎	8	8					
	子宮炎	2	2					
	子宮蓄膿症	2	2					
器	その他	31	30			1		
	小計	910	647	120		143		
運動器	出血性筋炎	347	261	6		80		
	化膿性筋炎	216	53	2		161		
	筋肉変性	1,164	1,090	28		45	1	
	筋肉水腫	142	128			14		
	関節炎	5	4	1				
	その他	2	2					
小計		1,876	1,538	37		300	1	
その他	放線菌症	4	4					
	脂肪壊死	28	28					
	非定型抗酸菌症(腸)	93				93		
	非定型抗酸菌症(顎)	47				47		
	腫瘍その他							
小計		172	32			140		
計		37,571	6,286	363		30,915	7	

第3章 食鳥検査事業

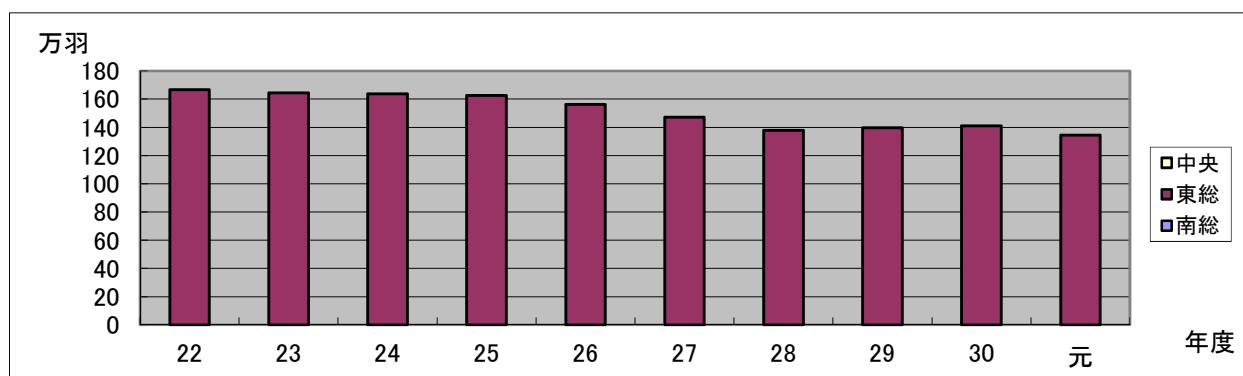
表32 食鳥処理事業の許可件数及び届出食肉販売業の届出件数

区分 許可・届出	年間処理羽数が 30万羽を超える施設数	年間処理羽数が 30万羽以下の施設数	届出食肉販売業 届出件数
中央食肉衛生検査所	0	4	0
東総食肉衛生検査所	1	5	0
南総食肉衛生検査所	0	4	0
計	1	13	0

表33 食鳥検査羽数の年度別推移

		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
中央	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総	ブロイラー	1,667,000	1,643,773	1,637,651	1,626,767	1,562,039	1,471,195	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887
	成 鶏	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南総	ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	成 鶏	2,066,315	1,767,132	1,450,356	833,809	311,781	0	0	0	0	0
合計	ブロイラー	1,667,000	1,643,773	1,637,651	1,626,767	1,562,039	1,471,195	1,378,669	1,397,085	1,410,473	1,343,887
	成 鶏	2,066,315	1,767,132	1,450,356	833,809	311,781	0	0	0	0	0

食鳥検査羽数の年度別推移(ブロイラー)



食鳥検査羽数の年度別推移(成鶏)

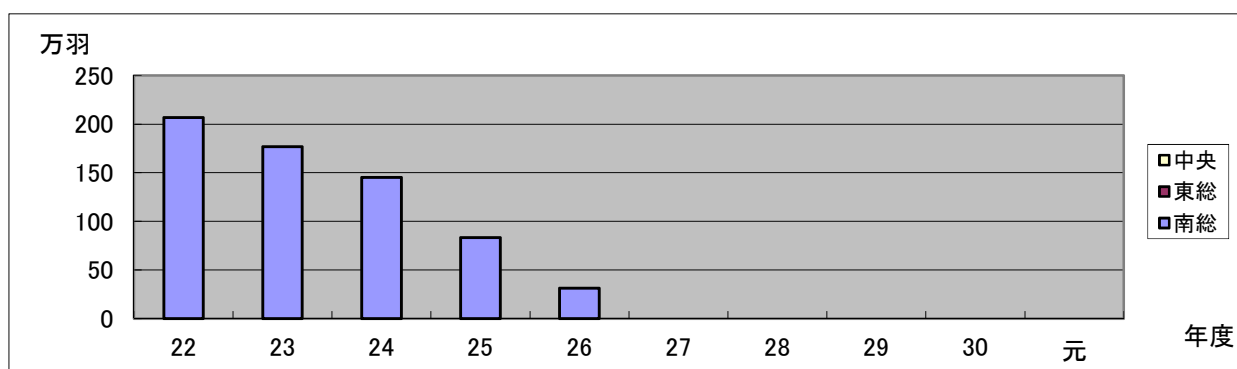


表34 月別検査羽数

		計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
東総	ブロイラー	1,343,887	105,453	105,335	103,968	116,436	114,652	89,957	117,801	117,248	134,920	117,938	113,753	106,426
	成 鶏													
南総	ブロイラー													
	成 鶏													
合計	ブロイラー	1,343,887	105,453	105,335	103,968	116,436	114,652	89,957	117,801	117,248	134,920	117,938	113,753	106,426
	成 鶏													
	総 数	1,343,887	105,453	105,335	103,968	116,436	114,652	89,957	117,801	117,248	134,920	117,938	113,753	106,426

表35 食鳥種類別措置数及び廃棄数

	検査羽数	禁 止		全 部 廃 棄		一 部 廃 棄	
		禁止数	禁止率(%)	廃棄数	廃棄率(%)	廃棄数	廃棄率(%)
ブロイラー	1,343,887	11,141	0.83	23,900	1.78	20,974	1.56
成 鶏							
合 計	1,343,887	11,141	0.83	23,900	1.78	20,974	1.56

表36 食鳥処理場の食鳥処理衛生管理者数（平成31年4月1日現在）

	計	獣医師	大学・旧制専門学校で下記の課程を修めて卒業した者		指定講習会を修了した者
			獣医学	畜産学	
食鳥処理場(30万羽超)	10				10
認定小規模食鳥処理場	33				33
合 計	43				43

表37 禁止・全部廃棄・一部廃棄(ブロイラー)

疾 病 名		合 計	中 央	東 総	南 総
禁 止	マ レ ッ ク 病				
	ブ ド ウ 球 菌 症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症	6		6	
	変 性	2,590		2,590	
	腹 水 症	3,863		3,863	
	出 血				
	腫 瘍				
	黄 疸				
	外 傷	533		533	
	削 瘦・発 育 不 良	3,724		3,724	
	放 血 不 良	318		318	
	湯 漬 過 度	106		106	
	そ の 他	1		1	
計	11,141		11,141		
全 部 廃 棄	マ レ ッ ク 病	14		14	
	白 血 病				
	大 腸 菌 症	16,728		16,728	
	ブ ド ウ 球 菌 症				
	膿 毒 症				
	敗 血 症	4,092		4,092	
	変 性	61		61	
	水 腫				
	腹 水 症	2,761		2,761	
	出 血				
	腫 瘍	7		7	
	黄 疸				
	外 傷	35		35	
	削 瘦・発 育 不 良	179		179	
放 血 不 良	21		21		
湯 漬 過 度	2		2		
そ の 他					
計	23,900		23,900		
一 部 廃 棄	原 虫 病				
	変 性	689		689	
	出 血	12,529		12,529	
	炎 症	5,164		5,164	
	腫 瘍				
	臓器の異常な形等	99		99	
	外 傷	1,782		1,782	
	そ の 他	711		711	
計	20,974		20,974		

表38 禁止・全部廃棄・一部廃棄(成鶏)

疾病名		合計	中央	東総	南総
禁 止	マレック病				
	ブドウ球菌症				
	膿毒症				
	敗血症				
	変性				
	腹水症				
	出血				
	腫瘍				
	黄疸				
	外傷				
	削瘦・発育不良				
	放血不良				
	湯漬過度				
	その他				
計					
全 部 廃 棄	マレック病				
	白血病				
	大腸菌症				
	ブドウ球菌症				
	膿毒症				
	敗血症				
	変性				
	水腫				
	腹水症				
	出血				
	腫瘍				
	黄疸				
	外傷				
	削瘦・発育不良				
放血不良					
湯漬過度					
その他					
計					
一 部 廃 棄	原虫病				
	変性				
	出血				
	炎症				
	腫瘍				
	臓器の異常な形等				
	外傷				
	その他				
計					

表39 食鳥処理場別開催日数・検査員派遣人数及び検査員1人当たりの検査羽数

所管	食鳥処理施設名	食鳥処理業者名	計 (単位:羽)	成鶏 (単位:羽)	ブロイラー (単位:羽)	年間開催日数	1日検査羽数 (単位:羽)	延検査員派遣人員	検査員1人1日当たりの検査羽数
東総	丸トポーターリー食品株式会社 関東支店	丸トポーターリー食品株式会社	1,343,887	0	1,343,887	252	5,333	505	2,662

表40 認定小規模食鳥処理場の確認状況

確認状況及び措置等		合計	中央	東総	南総	
食鳥処理場数		13	4	5	4	
確認羽数	ブロイラー	51,087	1,813	42,530	6,744	
	成鶏	310,359		309,619	740	
	その他	747	364	383		
異常の有無の確認・措置	生体の状況	と殺禁止	926		918	8
	体表の状況	全部廃棄	703		703	
		一部廃棄	12		12	
	体壁内側面の状況	全部廃棄	47		47	
		一部廃棄	47		44	3
	内臓の状況	全部廃棄	1			1
		一部廃棄	17	1	13	3
	廃棄羽数の合計	全部廃棄	1,668		1,668	
一部廃棄		76		69	7	
消毒等の措置	食鳥の隔離					
	施設等の消毒	558		553	5	

表41 認定小規模食鳥確認羽数の年度別推移

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	
県合計	271,748	288,360	320,463	273,520	309,630	338,711	326,694	393,535	359,657	362,193	
中央	ブロイラー	6,086	5,548	5,061	4,253	4,000	3,737	3,706	3,394	2,382	1,813
	成鶏										
	その他	366	376	287	245	329	350	303	331	360	364
東総	ブロイラー	64,750	63,471	43,620	44,986	45,759	46,435	44,654	44,784	41,846	42,530
	成鶏	185,355	203,418	257,361	209,605	245,504	274,339	265,161	332,403	304,798	309,619
	その他	1,941	3,762	3,187	4,014	3,392	3,053	3,543	4,157	2,149	383
南総	ブロイラー	11,895	10,597	9,623	9,061	9,565	9,787	8,765	7,520	7,372	6,744
	成鶏	1,355	1,188	1,324	1,356	1,081	1,010	562	946	750	740
	その他										
合計	ブロイラー	82,731	79,616	58,304	58,300	59,324	59,959	57,125	55,698	51,600	51,087
	成鶏	186,710	204,606	258,685	210,961	246,585	275,349	265,723	333,349	305,548	310,359
	その他	2,307	4,138	3,474	4,259	3,721	3,403	3,846	4,488	2,509	747

表42 認定小規模食鳥処理場の巡回指導等の状況

	合計	中央	東総	南総
処理施設数	12	4	5	3
延巡回指導件数(件)	39	13	20	6
延監視員数(人)	102	30	60	12

第4章 精密検査

1 と畜・食鳥等関係精密検査

千葉県では、主な精密検査を東総食肉衛生検査所に集約して実施している。

令和元年度のと畜検査、食鳥検査において牛220件、豚174件、その他(とく)0件、合計394件の精密検査を実施し、主な疾病は牛白血病、豚丹毒、敗血症等であり、また伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査頭数は牛0件、めん羊及び山羊0件であった。

(1) 全県統計

ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛	1	9	18				
	豚 その他	28	254	508	2			
腫瘍	牛	194	639		763			6
	豚 その他	15	31		78	1		
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	7	42	199				
トキソプラズマ病	豚 その他	1	6			6		
豚丹毒	豚	63	139	446				9
非定型抗酸菌症	豚	2	37	14	9			
黄疸	牛	13	13				13	
	豚 その他	34	34				34	
尿毒症	牛	4	4				4	
	豚 その他	14	14				14	
その他	牛	8	10	44	28			4
	豚 その他	10	20	22	28		43	
合計	牛	220	675	62	791		17	10
	豚 その他	174	577	1189	117	7	91	9

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他	1	11		11			
その他	ブロイラー 成鶏 その他	1	5		6			
合計	ブロイラー 成鶏 その他	2	16		17			

(2) 検査所別
中央食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他	2	18	36				
腫瘍	牛 豚 その他	2	4		31	1		
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	2	9	37				
トキソプラズマ病	豚 その他	1	6			6		
豚丹毒 非定型抗酸菌症	豚	5	13	51				
黄疸	牛 豚 その他	12	12				12	
尿毒症	牛 豚 その他	1	1				1	
その他	牛 豚 その他							
合計	牛 豚 その他	25	63	124	31	7	13	

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

東総食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛	1	9	18				
	豚 その他	26	236	472	2			
腫瘍	牛	121	321		371			6
	豚 その他	13	27		47			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他	5	33	162				
トキソプラズマ病	豚 その他							
豚丹毒	豚	58	126	395				9
非定型抗酸菌症	豚	2	37	14	9			
黄疸	牛	7	7				7	
	豚 その他	22	22				22	
尿毒症	牛	3	3				3	
	豚 その他	12	12				12	
その他	牛	8	10	44	28			4
	豚 その他	10	20	22	28		43	
合計	牛	140	350	62	399		10	10
	豚 その他	148	513	1065	86		77	9

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他	1	11		11			
その他	ブロイラー 成鶏 その他	1	5		6			
合計	ブロイラー 成鶏 その他	2	16		17			

南総食肉衛生検査所
ア と畜場法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
敗血症	牛 豚 その他							
腫瘍	牛 豚 その他	73	318		392			
膿毒症	牛 豚 その他							
サルモネラ症	牛 豚 その他							
トキソプラズマ病	豚 その他							
豚丹毒	豚							
非定型抗酸菌症	豚							
黄疸	牛 豚 その他	6 1					6 1	
尿毒症	牛 豚 その他	1					1	
その他	牛 豚 その他							
合計	牛 豚 その他	80 1	318		392		7 1	

イ 食鳥検査法関係

検査疾病等	検査対象	検査 件数	検体数 (延べ)	検査実数				
				細菌検査	病理検査	寄生虫検査	理化学検査	その他
大腸菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
サルモネラ症	ブロイラー 成鶏 その他							
ブドウ球菌症	ブロイラー 成鶏 その他							
腫瘍	ブロイラー 成鶏 その他							
その他	ブロイラー 成鶏 その他							
合計	ブロイラー 成鶏 その他							

2 食品化学検査関係

主な食品化学検査を東総食肉衛生検査所に集約して実施しています。

(1) 収去検査

ア 抗生物質検査(簡易検査法)〈検査所別〉

検体畜種	収去機関		中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛					0	0	0	0	0	0
豚	15	45	32	94	9	27			56	166
鶏			0	0					0	0
陽性数	2	2	1	1	0	0			3	3

イ 抗生物質検査(簡易検査法)〈検体部位別〉

検体畜種	牛				豚				鶏			
	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他	筋肉	腎臓	肝臓	その他
検体数	0	0	0	0	56	56	54	0	0	0	0	0

ウ 個別検査結果

	頭数	検体数	検出検体

(2) モニタリング検査

ア 採取畜種

検体畜種	検体採取機関		中央食肉衛生検査所		東総食肉衛生検査所		南総食肉衛生検査所		合計	
	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数	頭羽数	検体数
牛					8	24	2	6	10	30
豚	18	54	30	90	6	18			54	162
鶏			6	18					6	18
合計	18	54	44	132	8	24			70	210

イ 検査項目

畜種	牛			豚			鶏			陽性数		
	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝	筋	腎	肝
抗生物質簡易検査法	10	10	10	54	54	54	6	6	6			
分別推定法												
テトラサイクリン												
ドキシサイクリン												
サルファ剤	50			266			24					
イベルメクチン	10			38								
エブリノメクチン	10			38								
ドラメクチン	10			38								
モキシデクチン	10			38								
セフトオフル	10			38								
合計	110	10	10	434	54	54	30	6	6			

(3) 病畜等の動物用医薬品残留スクリーニング検査(直接ディスク法)

	検査頭数		検体数		検査項目数	検出数	
	牛	豚	筋	腎		牛	豚
中央食肉衛生検査所	0	6	6	6	12	0	0
東総食肉衛生検査所	131	125	256	256	512	1	8
南総食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0
合計	131	131	262	262	524	9	

※ 平成29年6月より各食肉衛生検査所にて実施

(4) 保留・確認検査

	検査頭羽数			検体数				検査項目数	検出数	陽性数
	牛	豚	他	筋	腎	肝	他			
中央食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東総食肉衛生検査所	0	1	0	1	0	0	0	43	0	0
南総食肉衛生検査所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	1	0	1	0	0	0	43	0	0

第5章 衛生指導関係

食肉の安全・安心を確保するため、「令和元年度千葉県食品衛生監視指導計画」に基づき、監視指導等を実施した。

1 食品衛生監視

と畜場、食鳥処理場及び付帯する食肉処理業等の食品関連施設について監視指導を実施した。令和元年度は、91施設の監視を行い、監視件数は310件であった。食中毒が増加する夏季には夏季一斉監視、食品の流通量が増加する年末には年末一斉監視を行い、監視指導の強化を図った。また別途、県では清掃強調期間を定めており、食肉処理業従事者等による自主的な衛生管理を推進し、関係者の衛生意識の向上に努めた。

検査所名	施設数※	監視件数
中央食肉衛生検査所	19	62
東総食肉衛生検査所	53	206
南総食肉衛生検査所	19	42
計	91	310

※平成28年度から、野生鳥獣肉処理施設の監視及び指導が食肉衛生検査所に事務委任された。千葉県内の野生鳥獣肉処理施設は9施設であった。

2 衛生講習会

全ての関係者が相互に理解し、共通した認識をもって業務にあたることができるように、食肉処理業従事者等を対象に、食肉の衛生的な取り扱い方法などについての講習を行っている。

令和元年度は、講習会を23回開催し、受講者は436人であった。

検査所名	開催数	受講者数
中央食肉衛生検査所	5	106
東総食肉衛生検査所	8	248
南総食肉衛生検査所	10	82
計	23	436

3 衛生状況調査

施設、器具及び枝肉等について細菌検査を実施した。また、牛枝肉についてGFAPの残留量調査を実施した。

令和元年度は、と畜場、食鳥処理場及び野生鳥獣肉処理施設12施設にて採取した1672検体について検査を実施した。検査結果は、衛生講習会や衛生指導時にフィードバックを行った。

(1) 全県統計
ア と畜場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛	20	182	1176
	豚	33	339	2196
	施設等	14	162	1284
大腸菌群数	牛	20	182	812
	豚	33	339	1518
	施設等	14	162	960
腸管出血性大腸菌	牛	3	29	69
サルモネラ属菌	牛			
	豚	2	6	24
その他	施設等	5	89	356
	牛			
合 計	豚	43	393	2057
	施設等	68	684	3738
	牛	33	413	2600

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	フロイラー	2	10	72
	成鶏			
大腸菌群数	施設等	6	36	154
	フロイラー	2	10	52
サルモネラ属菌	成鶏			
	施設等	6	36	118
カンピロバクター	フロイラー	1	10	40
	成鶏			
その他	施設等			
	フロイラー			
合 計	成鶏	4	20	124
	施設等	13	82	312
	フロイラー			

ウ 野生鳥獣処理施設関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣	2	26	156
	施設等	1	14	112
大腸菌群数	野生鳥獣	2	26	104
	施設等	1	14	84
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣			
サルモネラ属菌	施設等			
	野生鳥獣			
その他	施設等			
	野生鳥獣			
合 計	野生鳥獣	4	52	260
	施設等	2	28	196

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

食肉衛生検査所	検査対象	検査件数	検体数	検査実数
中央				
東総	牛	16	128	128
南総	牛	8	48	48
合計	牛	24	176	176

(2) 検査所別
中央食肉衛生検査所
ア と畜場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛 豚 施設等	8	90	548
		3	30	240
大腸菌群数	牛 豚 施設等	8	90	368
		3	30	180
腸管出血性 大腸菌	牛 豚 施設等			
サルモネラ属菌	牛 豚 施設等	1	4	16
		1	6	24
その他	牛 豚 施設等			
合 計	牛 豚 施設等	17	184	932
		7	66	444

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	フロイラ 成鶏 施設等	3	18	18
大腸菌群数	フロイラ 成鶏 施設等	3	18	18
サルモネラ属菌	フロイラ 成鶏 施設等			
カンピロバクター	フロイラ 成鶏 施設等			
その他	フロイラ 成鶏 施設等			
合 計	フロイラ 成鶏 施設等	6	36	36

ウ 野生鳥獣処理施設関係(該当施設無し)

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣 施設等			
大腸菌群数	野生鳥獣 施設等			
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣 施設等			
サルモネラ属菌	野生鳥獣 施設等			
その他	野生鳥獣 施設等			
合 計	野生鳥獣 施設等			

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

	検査対象	検査件数	検体数	検査実数
GFAP				

東総食肉衛生検査所
ア と畜場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛	12	102	696
	豚	20	195	1296
	施設等	9	96	756
大腸菌群数	牛	12	102	492
	豚	20	195	906
	施設等	9	96	564
腸管出血性大腸菌	牛	2	19	38
サルモネラ属菌	牛			
	豚	1	2	8
	施設等	3	53	212
その他	牛			
	豚			
	施設等			
合計	牛	26	223	1226
	豚	41	392	2210
	施設等	21	245	1532

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	フロイラ			
	成鶏			
	施設等	1	10	80
大腸菌群数	フロイラ			
	成鶏			
	施設等	1	10	60
サルモネラ属菌	フロイラ			
	成鶏			
	施設等	1	10	40
カンピロバクター	フロイラ			
	成鶏			
	施設等			
その他	フロイラ			
	成鶏			
	施設等			
合計	フロイラ			
	成鶏			
	施設等	3	30	180

ウ 野生鳥獣処理施設関係(該当施設無し)

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣 施設等			
大腸菌群数	野生鳥獣 施設等			
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣 施設等			
サルモネラ属菌	野生鳥獣 施設等			
その他	野生鳥獣 施設等			
合計	野生鳥獣 施設等			

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

	検査対象	検査件数	検体数	検査実数
GFAP	牛	16	128	128

南総食肉衛生検査所
ア と畜場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	牛	8	80	480
	豚	5	54	352
	施設等	2	36	288
大腸菌群数	牛	8	80	320
	豚	5	54	244
	施設等	2	36	216
腸管出血性大腸菌	牛	1	10	31
サルモネラ属菌	牛			
	豚 施設等	1	30	120
その他	牛			
	豚 施設等			
合 計	牛	17	170	831
	豚	10	108	596
	施設等	5	102	624

イ 食鳥処理場関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	フロイラー	2	10	72
	成鶏 施設等	2	8	56
大腸菌群数	フロイラー	2	10	52
	成鶏 施設等	2	8	40
サルモネラ属菌	フロイラー			
	成鶏 施設等			
カンピロバクター	フロイラー			
	成鶏 施設等			
その他	フロイラー			
	成鶏 施設等			
合 計	フロイラー	4	20	124
	成鶏 施設等	4	16	96

ウ 野生鳥獣処理施設関係

検査等	検査対象	検査件数	検体数(延べ)	検査実数
一般生菌数	野生鳥獣	2	26	156
	施設等	1	14	112
大腸菌群数	野生鳥獣	2	26	104
	施設等	1	14	84
腸管出血性大腸菌	野生鳥獣			
施設等	野生鳥獣			
	施設等			
サルモネラ属菌	野生鳥獣			
	施設等			
その他	野生鳥獣			
	施設等			
合 計	野生鳥獣	4	52	260
	施設等	2	28	196

エ 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク(GFAP)の残留量調査

	検査対象	検査件数	検体数	検査実数
GFAP	牛	8	48	48

第6章 調査研究

1 年度別調査研究発表目録(平成20年度～平成30年度)

(1) 中央食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
20	と畜検査時に発見された異臭豚について	清谷 万里
22	消化管内容物による豚枝肉の汚染防止対策について	安部 美香
	と畜検査時に発見された異臭豚について	小池 裕
23	豚のポルフィリン症を疑った1例	小池 裕
	イムノクロマト法を用いたカンピロバクター検査による認定小規模食鳥処理場への啓発	福本 順恵
24	イムノクロマト法を用いたカンピロバクター検査による認定小規模食鳥処理場への啓発	杉信 暁子
25	豚の平滑筋肉腫の一例について	一ノ関 瞳
26	豚の全身性皮下の腫瘤	一ノ関 瞳

(2) 東総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
20	県内と畜場搬入豚から分離された <i>Salmonella</i> Choleraesuis について	蜂巢 友嗣
	豚のポルフィリン症	石嶋 希
	と畜検査において得られたデータの還元方法について	今関 智恵
22	と畜場搬入豚における <i>Salmonella</i> 保菌実態調査	仁和 岳史
23	食鳥処理場で発見されたマレック病の発生事例について	田口 尚美
	と畜場搬入豚におけるサルモネラ保菌実態調査	仁和 岳史
24	豚肉から内寄生虫駆除剤(フェンベンダゾール)が検出された事例について	佐藤 重紀
	鶏の肝臓の腫瘤	吉野 学
	肉用鶏のマレック病	吉野 学
	鶏大腸菌症から分離された基質特異性拡張型βラクタマーゼ産生大腸菌の性状について	坂倉 佳佑
	と畜場搬入豚における <i>Salmonella</i> 保菌実態調査について	岡野 肇
	大規模食鳥処理場におけるカンピロバクター汚染実態調査	柿田 徹也
	と畜検査において発見された牛白血病について	秋本 遼
25	豚の腹腔内腫瘤	吉野 学
	スタンプ標本を用いた免疫組織化学染色のと畜検査への応用について	吉野 学
	鶏の体腔内腫瘤	吉野 学
	レフトロン及びスポットケムを利用した総ビリルビン量及び尿素窒素量の測定	飯田 直樹 柿田 徹也
26	と畜検査において発見された牛の放線菌症の微生物学的及び病理組織学的検索	吉野 学
	鶏の体腔内腫瘤	綿村 崇宏
	豚筋肉を検体とした尿素窒素の測定について	塩川 功

27	と畜場における衛生管理の検証	岡田 藍 茂木巡太郎
	牛枝肉等の腸管出血性大腸菌拭き取り検査	吉野 学
28	高齢黒毛和種の T 細胞性腫瘍	神尾 隆昌
	当所管内 Y 食肉センターにおける HACCP システム導入に対する取組みについて	菅 賢明 石下 進平
29	千葉県産の豚及びイノシシにおける病原性エルシニアの保有状況と食肉の汚染状況について	倉橋 浩一
	食用とされる牛消化管の衛生管理について	角田 千春
	牛の頸部腫瘍	熊谷大史郎
30	注射針が残留した豚パック肉に係る調査と再発防止に向けた一考察	谷 將志
	豚コレラ発生時のと畜場における早期再開に向けた体制の構築	福井章太郎
	県内と畜場に搬入された病畜における残留動物用医薬品の検査状況	倉橋 浩一

(3) 南総食肉衛生検査所

年度	題 名	発表者
20	管内と畜場で認められた牛の全身性腫瘍症例について(第二報)	吉川 真布
	成鶏の処理・流通に関する調査	藤野みゆき
21	管内と畜場における牛白血病発生状況について	吉川 真布
	カット室における食鳥肉の衛生対策	清水 佑也
22	千葉県イノシシ肉処理衛生管理講習会について	菅澤 能威
23	管内と畜場の牛白血病浸潤状況について	清水 佑也
	管内と畜場における牛肉の放射性物質検査について	田島健太郎
	イノシシ肉処理衛生管理講習会におけるアンケート調査について	堀畑 貴子
24	豚レバーのE型肝炎ウイルス保有状況調査	豊田 拓郎
25	高病原性鳥インフルエンザ防疫訓練について	豊田 拓郎
26	管内と畜場から搬出された内臓肉の流通調査	木下 美歩
27	豚の全身性腫瘍	市原 茜
	管内と畜場搬入豚におけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史
28	県内で捕獲されたイノシシにおけるカンピロバクター属菌の保菌状況	仁和 岳史
	県内捕獲イノシシのカンピロバクター属菌および寄生虫卵の検出状況	仁和 岳史
30	枝肉拭き取り検査に基づく衛生状況の改善について	大森 英明
	県内野生鳥獣肉処理施設の処理過程における汚染リスクポイントの解析と改善	崎村 弘朗

2 令和元年度調査研究目録

○ 中央食肉衛生検査所

題名	発表者	学会名等	ページ
管内と畜場の HACCP 導入後の現況について	橋本 亮	令和元年度 関東甲信越ブロック食肉衛生 検査所協議会業績発表会	51

○ 東総食肉衛生検査所

題名	発表者	学会名等	ページ
管内Aと畜場における湯剥き処理豚枝肉の衛生管理について	菅原 千尋	令和元年度 千葉県食品衛生研究協議会 北総地区研究会研修会	53
牛の全身性腫瘍の検査状況について	太田 茉里	令和元年度 千葉県獣医師会 学術年次大会	57

○ 南総食肉衛生検査所

題名	発表者	学会名等	ページ
ATP 拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み	大森 英明	令和元年度 千葉県食品衛生研究協議会 南総地区研究会研修会	58

管内と畜場の HACCP 導入後の現況について

中央食肉衛生検査所 橋本 亮

1 はじめに

平成 30 年 6 月に食品衛生法が改正され、すべての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理に取り組むこととされました。当所管内と畜場（以下センターとする）では法改正に先駆け、約 1 年間の試行期間を経て平成 30 年 3 月 1 日から HACCP に基づく衛生管理を導入しています。

導入から 1 年数ヶ月を経た中で、HACCP プラン（CCP：冷却保管工程、CL：作業終了後 24 時間以内に枝肉芯温を 10℃以下にする）の再検討に関する事例を含め、現況と今後の課題等について紹介します。

2 HACCP プランの再検討に関する事例

(1) ハセツパー水の導入検討について

他のと畜場からの情報を基に、新たにハセツパー水による洗浄・殺菌工程を設けることを検討しました。微生物汚染のコントロールに対して大きな効果が認められるかが、判断基準となります。

製造装置を業者からレンタルして約半年間試行している間に、センターが自ら拭取りを行い、検証を行いました。その結果、設置・維持コストに見合うだけの十分な殺菌効果が認められないと判断し、導入を見送りました。

(2) 温度自動記録システムの導入について

再検討に至った理由は、モニタリング時に測定トラブル（センサー部分が測定途中で抜けてしまう or 業者が枝肉搬出時に勝手に温度計を抜いてしまう）があったことや、相次ぐ人員減により芯温測定を省力化できないか、等々の課題が浮上してきたことです。

これまでに蓄積された温度記録のデータから一定の傾向がつかめたこと、カット部門や内臓処理部門への HACCP 導入を控えていることから、冷蔵庫の温度を連続的に記録することができる、温度自動記録システムを用いたモニタリング方法の変更を現在計画しています。

機材はすでに導入されており、設置を待っている間に、妥当性評価及び、HACCP プランの作成を行っているところです。

3 その他現況等

- (1) 従業員の人事異動による配置換えあり（HACCP 担当者変更を含む）。
- (2) カット部門への HACCP 導入について、センター側からアプローチあり。
- (3) 作業員が「前処理を変更した」結果、残皮が減少した。

HACCP 導入から1年を経た中で、少しずつではあるが「と畜場自身が考えて実践するようになってきた。」と感じます。

4 今後の課題等

今後の課題として、以下のような点があります。

- ・モニタリング方法の変更（前述）に伴う新たな HACCP プランの作成
- ・カット部門および内臓処理部門の HACCP 導入に向けた体制作り
- ・従業員の高齢化や、新人の定着率が低いことなどの、将来的な体制不安
- ・施設や設備の修繕等に関する金銭的な問題

5 結びに

HACCP の制度化に向けて、これから政省令が整備され、細かい点が具体化していく中で、各部門への HACCP 導入の流れが速まっていくと思われまます。

手引書等の資料も充実してきてはいるものの、施設毎に状況は様々であり、どのようにアレンジして組み込んでいくか、指導するかに苦慮しているところです。

指導方針の平準化および外部検証を考えるうえでも、衛生指導課や HACCP 推進課をはじめ、3つの検査所が互いに連携し、情報を共有しながら取り組む必要があると考えます。

食の安心・安全確保に向けて、今後ともご協力よろしく申し上げます。

管内Aと畜場における湯剥き処理豚枝肉の衛生管理について

東総食肉衛生検査所 ○菅原千尋 角田千春 八田拓也

島田圭悟 藤後年彦 横山 泰

管内Aと畜場（以下、「Aと畜場」）における湯剥き処理による豚（以下、湯剥き豚）は、年間約300頭の子豚（平成28年度281頭、29年度322頭、30年度269頭）が処理されている。Aと畜場は、通常の豚枝肉と牛枝肉において、HACCP導入型基準による管理を平成29年2月9日に導入しているが、湯剥き豚においては、不定期に搬入されることもあり、今までHACCP確認票による導入確認を行っていなかった。そこで今回、導入確認をするため湯剥き豚の処理作業を監視し、問題点を進言したところ、Aと畜場側で衛生標準作業手順書（SSOP）を変更した。変更前後の微生物汚染実態調査を実施し、その有用性について確認したので、その概要を報告する。

また、哺乳期・子豚期の豚は成長促進や疾病予防のため、ワクチンや薬剤（以下、薬剤等）を投与されることが多いため、生産農場の視察により薬剤等投与された湯剥き豚の誤出荷対策を飼養状況と共に調査し、若干の知見を得たので併せて報告する。

【湯剥き豚について】

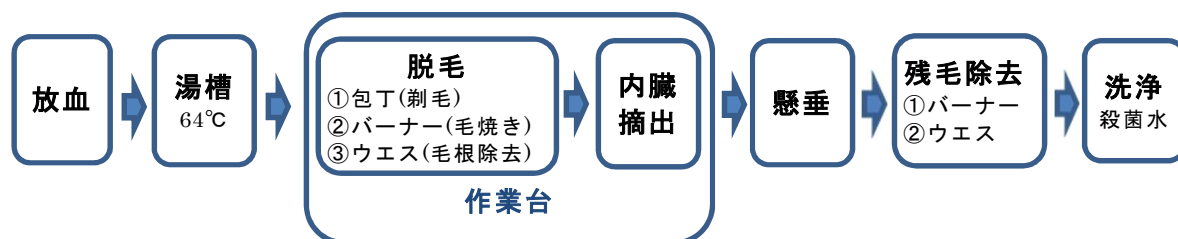
1 製品説明書概要(ISO22000 ver.2018 導入済)

食品安全特性：動物用医薬品は食品衛生法の残留基準に適合している生体を集荷

製品の規格（自主基準）一般生菌数 1000/cm²以下 大腸菌群数 10/cm²以下

重要管理点(CCP)なし、重大ハザードは枝肉洗浄で十分な水量、水圧で洗浄、SSOPで管理

2 解体処理作業手順



【材料及び方法】

1 湯剥き豚の処理作業監視

令和元年6月から8月まで、目視確認と写真撮影し、SSOPどおりに作業しているか、衛生的な処理に問題があるか確認した。

2 微生物汚染実態調査

実施期間 変更前(令和元年6月～8月)及び変更後(令和元年10月～12月)

検査対象 器具等：ウエス(1/4) と作業台(1/2)、湯槽水(1/0)

() は、(変更前の検体数/変更後の検体数) を示す

枝肉：変更前後の湯剥き豚各 5 頭脱毛後の背と腹及び最終洗浄後の背と腹、計 40 検体

検査項目 一般生菌数と大腸菌群数 (湯槽水は一般生菌数のみ)

検査方法 対象をフキトレール(PBS)により 100 cm²拭き取り、湯槽水は、チューブに直接採取したものを原液とし各試料とした。一般生菌数は「MC-Media Pad“一般生菌用”」、大腸菌群数は「MC-Media Pad“EC”」を使用し食品衛生検査指針微生物編 2018 に記載されている常法により検査判定し、それぞれ平均菌数と最大及び最小菌数を得た。

3 湯剥き豚の生産農場視察 (湯剥き豚の出荷は近年当該農場のみ)

実施日 令和元年 12 月 16 日

調査項目 1)飼養状況：飼養形態、飼養頭数、湯剥き豚選別及び出荷方法
2)湯剥き豚の残留薬剤対策：給与飼料及び方法、湯剥き豚の薬剤等投与後の誤出荷対策方法、投薬管理

【成績】

1 湯剥き豚の処理作業監視での問題提起と A と畜場側の変更点 (→)

- ① ウエスの使用が SSOP に記載がない。→使用を SSOP に追記する。
- ② ウエスの一頭毎の交換及び使用後の洗浄消毒→ウエスの一頭毎の交換、使用後洗浄消毒し、乾燥保管を徹底する。使用法を SSOP に追記する。
- ③ 作業台、手指及び包丁の一頭毎及び汚染都度の洗浄消毒→徹底する。

2 微生物汚染実態調査

器具等拭き取り検査

表 1 器具等拭き取り検査結果

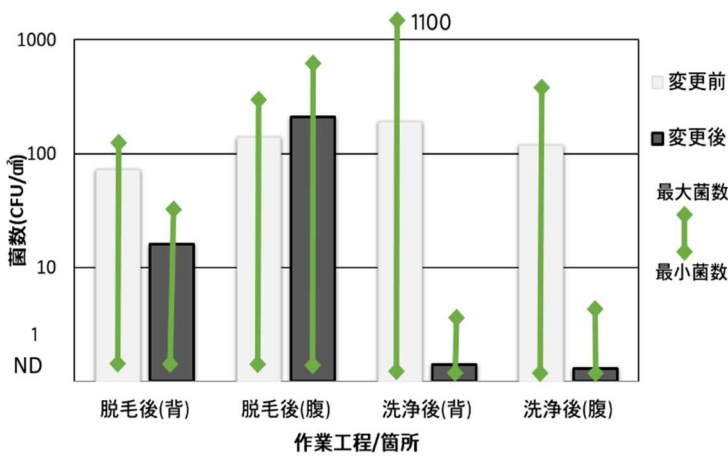
単位：cfu/cm²(*:cfu/ml)

検査項目 検体	一般生菌数		大腸菌群数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ウエス	UC(>3.0 × 10 ³)	9.2 × 10 ⁰	ND(1.4 × 10 ⁰)	ND(0)
作業台	1.2 × 10 ¹	6.5 × 10 ⁰	ND(0)	ND(0)
湯槽水 *	ND(6.0 × 10 ⁻¹)			

UC:測定不能多数 ND:検出限界以下

枝肉拭き取り検査

一般生菌数は図1のとおりの結果になった。また、大腸菌群数について、変更前は洗浄



後(背)2検体 (7.8×10^0 , 3.0×10^0)、洗浄後(腹)1検体 (2.8×10^0)は検出されたが、他は検出限界以下であった。また、変更後はすべて検出限界以下となった。

図1 枝肉の一般生菌数結果

3 湯剥き豚の生産農場視察

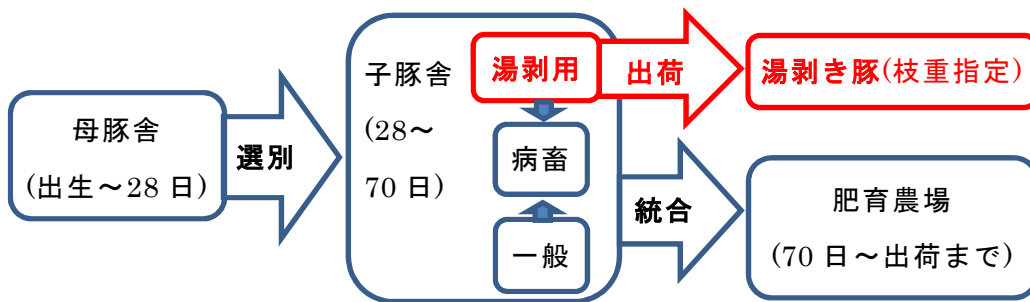
1) 飼養状況：飼養形態 繁殖肥育一貫（2サイト方式）

飼養頭数（繁殖農場） 繁殖豚 1000頭 子豚（70日齢まで）4800頭

湯剥き豚選別 28日齢で子豚舎へ移動時（50頭/週）以降、専用管理を実施

湯剥き豚出荷 枝肉重量注文に従い不定期に実施、70日齢以降は肥育農場へ

湯剥き豚飼養フロー



2) 湯剥き豚の残留薬剤等対策：（⇔一般豚）

給与飼料及び方法 無薬飼料を給与（⇔一般豚は添加物含有飼料を連続給餌）

誤出荷対策 色分け記録簿 湯剥き(緑)、一般(白)、病畜(赤)を豚房ごとに作成し設置

豚の移動記録、薬剤等使用記録、頭数変動記録のチェックにより誤出荷を防止

投薬管理 抗生物質注射（全個体：豚房移動時）、飼料添加剤・飲水添加剤（豚房・豚舎単位：疾病発生時）について記録簿に休薬期間記載により管理

※ワクチンは不使用（⇔一般豚は28日齢に接種）

【考察】

湯剥き豚は、通常の肉豚処理と比べ、次のことから体表全域に汚染が広がるリスクが高い。①湯槽水の温度が低いと細菌が多く残存する。②湯槽（dirty 作業）から洗浄（clean 作業）まで、多工程を同一場所で一人の作業員が行うので、工程ごとの衛生管理が煩雑である。③脱毛処理は時間を要し、残毛の有無を目視の他、手指の触感で行うため、手指の汚染は体表全域の汚染につながりやすい。④狭い切開部から内臓を引き抜くため消化管が破れた際、可食部である皮に腸内容物が付着する可能性が高い。

今回の調査に基づいた進言により、Aと畜場はSSOPを見直し、さらに手指や器具等の洗浄消毒の強化をはかった。その結果、枝肉の微生物汚染実態調査において、洗浄後（背・腹）に改善が見られた。しかし脱毛後（腹）は、個体の一般生菌数にばらつきが大きくみられたことから、今後、脱毛後（腹）の汚染原因をAと畜場とともに調査していかなくてはならない。

湯剥き豚の注文は、出荷の1週間前に枝肉重量を指定されることから、肉豚の計画的出荷と異なり、35～70日齢とばらつきがある。そのため、薬剤等の投与豚が休薬期間中に出荷される可能性が予測された。今回、農場の視察により、湯剥き豚は子豚舎移動時の28日齢に抗生物質（休薬期間3日）を接種する以外は、ワクチン未接種、無薬飼料で飼養されていること、疾病に罹患すると病畜豚となり移動され除外されること、子豚全体で疾病に罹患した緊急時のみ、湯剥き豚を含めた子豚舎全頭に一斉に薬剤が添加され、それらは豚房ごとに記録されていることが判明し、薬剤等投与された豚の誤出荷対策は十分機能すると判断した。

湯剥き豚の申請者であるAと畜場は、湯剥き豚の薬剤等投与された豚の誤出荷対策を把握していなかった。湯剥き豚の製品説明書の食品安全特性で、「動物用医薬品は食品衛生法の残留基準に適合している生体を集荷すること」と記載されていることから、生産者の薬剤等投与された豚の誤出荷対策の把握は必要である。今後、Aと畜場は、HACCPに沿った衛生管理を進めていく上で、生産者等から使用薬剤の有無だけでなく、薬剤等投与された豚の誤出荷対策も把握していただきたい。

今後HACCP確認票による導入確認を実施し、湯剥き豚もHACCP導入型基準による衛生管理の導入を推進していきたい。

と畜場法施行規則が改正され、令和3年6月から「と畜業者等とはと畜検査員による検査又は試験（外部検証）を受けなければならない」と規定された。今後効果的な外部検証方法等を検討し衛生管理の向上に寄与していきたい。

牛の全身性腫瘍の検査状況について

○太田茉里 嶋田圭純 小林貴子 日名由紀子
千葉県東総食肉衛検

I. はじめに

牛白血病の届出頭数は全国的に増加している。と畜検査で初めて腫瘍が発見される場合も多く、全部廃棄となる疾病であるため、その診断は重要である。平成30年度、全身性腫瘍についての精密検査を191件実施し、そのうち182件が牛白血病（リンパ腫）と診断された。これらの症例を品種、性別、月齢によって分類し、腫瘍の発生部位をとりまとめた。その他の全身性腫瘍には、腺癌、中皮腫、肉腫等があり、その中でも「線維肉腫」という稀な症例に遭遇したので、その概要もあわせて報告する。

II. 牛白血病の発生状況について

牛白血病と診断された182頭を品種および性別で分類すると、乳牛雌が148頭（81.3%）、交雑牛雌が4頭（2.2%）、交雑牛去勢が7頭（3.8%）、和牛雌が18頭（9.9%）、和牛去勢が5頭（2.7%）であった。また、と畜頭数に占める牛白血病の割合は、乳牛は1.6%（148/9,194頭）、肉牛は0.3%（34/12,980頭）であった。

月齢の分類では、48カ月齢未満の牛は44頭（24.2%）、48カ月齢以上の牛が138頭（75.8%）であった。

腫瘍の発生部位の割合（上位3位）は、臓器では、心臓78.0%、胃40.1%、腎臓25.8%、リンパ節では、内腸骨リンパ節64.8%、腸間膜リンパ節41.8%、浅頸リンパ節27.5%で、一般的な好発部位と一致していた。

III. 線維肉腫について

症例は、起立不能を呈し病畜として搬入されたホルスタイン種の雌（144カ月齢）で、解体後検査では、胸壁から腹腔にかけてゴルフボール大から手拳大の腫瘍塊が密発していた。腫瘍断面は乳白色を呈し、硬結感があった。肺および横隔膜にも腫瘍が散在していた。以上の所見から「全身性の腫瘍」にて全部廃棄措置した後、胸壁腫瘍、腰椎周囲腫瘍および横隔膜を検体とし、病理検査を実施した。

病理組織学的検査では、全ての検体で、明瞭な核小体を複数もち、楕円形の核を有する紡錘形細胞が束状配列を示しながら密に増殖しており、核分裂像が多数みられた。また、腫瘍細胞が縦横に交錯し、Herring-bone patternを形成している領域も認められた。腫瘍細胞間には、鍍銀染色で赤染する多量の膠原線維が確認された。免疫組織化学検査では、抗デスミン抗体および抗S-100抗体陰性であった。

IV. まとめ

1. 牛白血病について

成牛型牛白血病は4～8歳の牛に多いと言われているが、48カ月齢未満の牛は23.9%おり、いずれも肉眼所見から、散発型ではなくBLV感染が疑われる成牛型であると考えられた。このことから、牛白血病の感染が若齢牛まで拡大している可能性が示唆された。

2. 線維肉腫について

本症例のと畜検査時、腫瘍の発生部位が牛白血病の好発部位ではなく、腫瘍断面は充実性で硬結感があることなどから、リンパ腫ではないと推定しており、最終的な診断結果と一致した。正確な病理組織診断をするために肉眼所見が重要であるのと同様に、肉眼検査が主となると畜検査において、その根拠となる病理組織所見を知ることは重要である。このような日常の検査知見の蓄積が、と畜検査水準をより高く押し上げるものと考えられる。

ATP 拭き取り検査を活用したと畜場の一般衛生管理改善への取り組み

南総食肉衛生検査所 ○大森英明 山田茉里奈 成家沙織
宮木尚子 林亨 大岩洋

1. はじめに

管内 X と畜場において、本年度の牛枝肉の拭き取り検査の結果から、作業員の手指等の人的要因により枝肉を汚染している可能性が示唆された。手指の洗浄の指導方法として、リアルタイムで汚染の程度を実感できる、ルミテスター（キッコーマンバイオケミファ株式会社（以下「メーカー」とする））を用いた ATP 拭き取り検査が有効であると考えた。手指の拭き取りにおけるメーカー推奨基準値はすべての食品事業を対象としているものであり、作業員に指導する際に、X と畜場の牛枝肉解体処理工程の実態に即した基準が必要であると考え、基準値の設定を行った。以下に本調査の概要を示す。

2. 試験方法

令和元年 12 月 3 日、12 月 4 日、12 月 11 日及び 12 月 23 日の計 4 回にわたり、ルミテスターを用いて作業員の手指の ATP 拭き取り検査を実施した。

拭き取り範囲について、メーカーは片手（利き手）の推奨値を設定しているが、と畜場の解体処理作業では利き手でナイフ、利き手とは反対の手でと体の皮をつかむ等、手の左右で付着する汚れの種類が異なり、汚染度合に差が出ると考えられるため、片手ではなく両手を拭き取ることにした。また拭き取り方法は、今後 ATP 拭き取り検査を運用していく上で、誰でも同じように拭き取れ、かつ作業員の負担を少なくするために、図 1 のように手のひら全体を縦 5 往復、横 5 往復拭き取ることにした。

拭き取りを実施する牛枝肉処理工程は、ダーティーゾーン（とさつ～胸割りの工程）では剥皮工程、クリーンゾーン（内臓摘出～冷蔵保管の工程）ではトリミング工程とした。それぞれの処理工程後、手指の洗浄方法 A（水のみで洗浄）または手指の洗浄方法 B（洗浄剤を用いて洗浄）で手洗いを行った後に手指の拭き取りを行った。

基準値の設定はルミテスターの運用マニュアルに明記されている「現場データ分布解析方法」を参考に行った。基準値には基準値 1 と基準値 2 があり（図 2）、基準値 1 以下を合格、基準値 1 超で基準値 2 以下を要注意、基準値 2 超を不合格とする。集計した ATP 値（RLU：Relative Light Unit）を 9 段階の洗浄度ランク（表 1）に割り振り、最も多く分布が集中した洗浄度ランクを基準値 1 とし、基準値 1 の洗浄度ランクより 1 つ高いランクを基準値 2 とした。

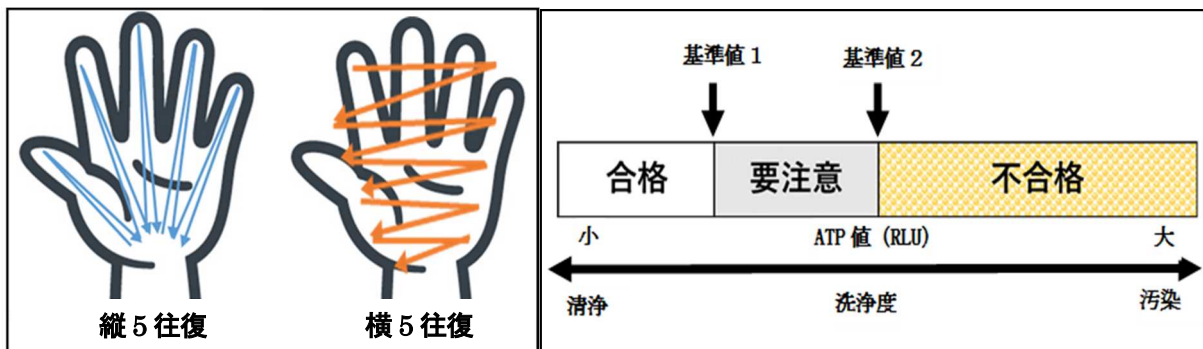


図 1 手指の拭き取り方法

図 2 基準値 1 と基準値 2

表1 洗浄度ランク

低い← 洗浄度ランク →高い									
洗浄度ランク	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
ATP値 (RLU)	0~200	~500	~1000	~2500	~5000	~10000	~20000	~40000	40001~

3. 試験結果

設定した洗浄度ランクに測定結果を振り分けると、表2、表3のようになった。

表2 手指の洗浄方法 A (水のみで洗浄)

○ : 基準値 1 (合格) △ : 基準値 2 (要注意)

洗浄度ランク	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
ATP値 (RLU)	0~200	~500	~1000	~2500	~5000	~10000	~20000	~40000	40001~
ダーティーゾーン (剥皮)	0	1	2	6	3	1	3	0	0
クリーンゾーン (トリミング)	0	0	0	0	0	4	7	3	2

表3 手指の洗浄方法 B (洗浄剤を用いて洗浄)

○ : 基準値 1 (合格) △ : 基準値 2 (要注意)

洗浄度ランク	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
ATP値 (RLU)	0~200	~500	~1000	~2500	~5000	~10000	~20000	~40000	40001~
ダーティーゾーン (剥皮)	5	4	3	2	2	0	0	0	0
クリーンゾーン (トリミング)	0	1	3	5	2	4	0	1	0

基準値 1、基準値 2 は以下のとおりとなった。

- ・ダーティーゾーン (剥皮)

手指の洗浄方法 A 基準値 1 : 2500 RLU 基準値 2 : 5000 RLU

手指の洗浄方法 B 基準値 1 : 200 RLU 基準値 2 : 500 RLU

- ・クリーンゾーン (トリミング)

手指の洗浄方法 A 基準値 1 : 20000 RLU 基準値 2 : 40000 RLU

手指の洗浄方法 B 基準値 1 : 2500 RLU 基準値 2 : 5000 RLU

また、実施日ごとに測定値の平均をとると、表4のようになった。

表4 実施日ごとの測定値平均 (RLU)

	ダーティーゾーン (剥皮)		クリーンゾーン (トリミング)	
	手指の洗浄方法A	手指の洗浄方法B	手指の洗浄方法A	手指の洗浄方法B
12月3日	7013	450	20264	2238
12月4日	1396	1165	16790	2085
12月11日	8698	1668	35075	9626
12月23日	1694	330	13365	4173
総平均	4700	903	21373	4530

4. 考察

手指の洗浄方法に着目すると、洗浄剤を使用することにより、ダーティーゾーンとクリーンゾーン共に、大幅に数値が低下することがわかった。そのため基準値も洗浄方法 B の方が低値となり、洗浄剤を使用することの重要性を再認識した。

測定箇所と比較してみると、クリーンゾーンの方がダーティーゾーンよりも基準値及び測定値平均が高かった。両枝肉処理工程では手指に付着する主な「汚れ」の種類は異なり、ダーティーゾーン（剥皮）では主に糞便や獣毛の汚れが付着するが、クリーンゾーン（トリミング）では主に皮下脂肪などの脂汚れが付着する。脂汚れは糞便や獣毛の汚れより落ちやすく、これにより高値になったと考えられる。しかしながら、食中毒原因菌が付着する危険性が高いのは間違いなく糞便や獣毛の汚れであり、ダーティーゾーン（剥皮）では手指の洗浄方法 A において、設置した基準値を大きく逸脱した測定値も複数見られたことから、ダーティーゾーン、クリーンゾーンに関わらず、手指の洗浄の不十分や洗浄の不実施は、枝肉の汚染につながる重大なリスクであると考えられる。

実施日で比較してみると、12月11日の平均値が測定箇所、洗浄方法に関わらず最高値であった（表4）。12月11日は作業員の人数と牛の搬入時間の関係で、作業員が作業スピードを上げなければいけない状況であった。これにより手指の洗浄が疎かになったのではないかと考えられる。

5. まとめ

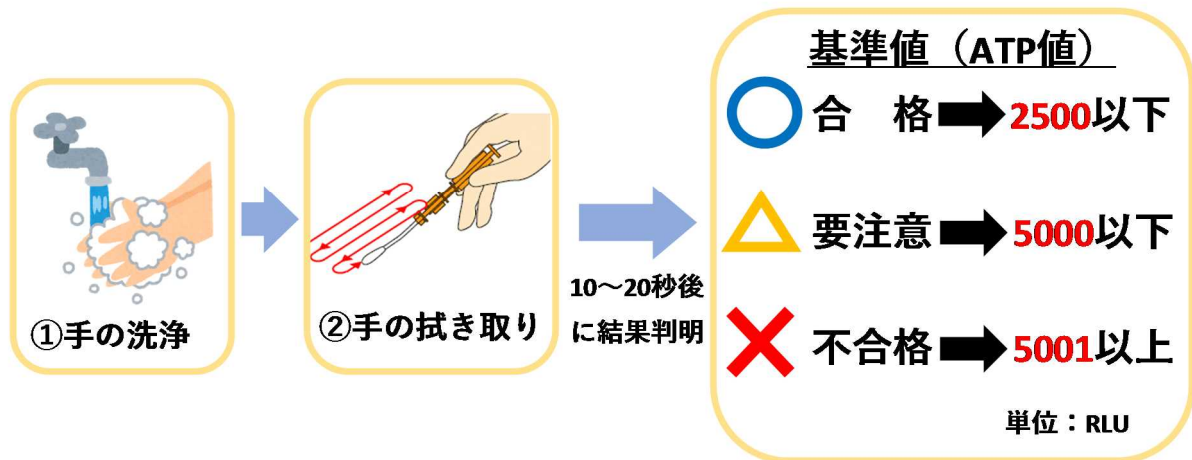
今回の結果からもわかるように、手指はクリーンゾーン、ダーティーゾーン共に洗浄剤を用いて洗浄すべきである。しかし X と畜場の牛枝肉処理工程の現状も考慮しなければ、実際に継続可能な対策とはならない。よって、作業スピードの速いダーティーゾーンは、各枝肉処理工程後に、手が糞便や獣毛等で汚染された場合には洗浄剤を用いて洗浄し、作業スピードを比較的調整できるクリーンゾーンは、各枝肉処理工程後に洗浄剤で手指の洗浄を徹底することが現状の最善な対策ではないかと考えた。

ATP 拭き取り検査の今後の運用方法として、まずは洗浄後の手指がクリーンゾーン、ダーティーゾーン共に、すべての測定結果が 5000 RLU 以下（ダーティーゾーンの手指の洗浄方法 A と、クリーンゾーンの手指の洗浄方法 B の基準値 2 以下）に収まり、かつ 2500 RLU 以下（ダーティーゾーンの手指の洗浄方法 A と、クリーンゾーンの手指の洗浄方法 B の基準値 1 以下）の検体数を増やすことを目標とした。

今後も継続的に ATP 拭き取り検査を活用していくために、ATP 拭き取り検査と、手指の洗浄の重要性についてリーフレット（図 3）を作成し X と畜場の牛レーン関係者へ配付して説明し、さらに作業員を対象にした衛生講習会を開催し作業員への周知に努めた。また、今回の ATP 拭き取り検査後に、作業員が自ら施設の汚染状況を把握するために ATP 拭き取り検査を行いたいと要望が出るなど、衛生意識の向上もみられた。今後も、ATP 拭き取り検査を定期的の実施し、一般衛生管理の向上へ向けた衛生指導に活用していきたい。

ATP拭き取り検査の基準値（牛レーン）が決まりました

ATP拭き取り検査の流れと判定基準



今後の目標

- (1) 不合格（5001以上）の結果になる回数を減らす
- (2) 合格（2500以下）の結果になる回数を増やす

お願い① 各工程後必ず手指の洗浄を行ってください

作業スピードの速いダーティーゾーンは、手が糞便や獣毛等で汚染された場合は洗浄剤を用いて洗浄してください。

作業スピードを比較的調整できるクリーンゾーンは、こまめに洗浄剤で手指の洗浄を徹底してください。

お願い② 洗浄設備に洗浄剤を設置してください

洗浄設備には洗浄剤の設置がと畜場法で義務付けられています。各洗浄設備に洗浄剤が設置されており、かつ使用可能な状況かどうか御確認ください。

今後も継続してATP拭き取り検査を実施していこうと考えています。

御協力よろしくお願いいたします。

令和2年2月

千葉県南総食肉衛生検査所

TEL: 0475-24-6511

図3 配付リーフレット

第7章 附表

1 と畜場使用料・と殺解体料並びに検査手数料

令和元年10月1日現在
(平成31年4月1日時点を含弧内に記載)

所管	と畜場名 (と畜場番号)	区分	認可料金 (単位:円)							
			牛	馬	中とく	とく	豚	めん羊	山羊	
	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター (6)	と畜場使用料	/	/	/	/	1320 (1296)	/	/	
		と殺解体料	/	/	/	/	685 (673)	/	/	
東 総	千葉県食肉公社 (1)	と畜場使用料	8470 (8316)	8470 (8316)	2750 (2700)	1100 (1080)	1210 (1188)	880 (864)	880 (864)	
		と殺解体料	2970 (2916)	2970 (2916)	2200 (2160)	660 (648)	660 (648)	660 (648)	660 (648)	
	横芝光町営東陽 食肉センター (9)	と畜場使用料	5500 (5400)	5500 (5400)	3300 (3240)	957 (940)	957 (940)	880 (864)	880 (864)	
		と殺解体料	2750 (2700)	2750 (2700)	2200 (2160)	550 (540)	692 (679)	330 (324)	330 (324)	
	東庄町食肉センター (1 1)	と畜場使用料	/	/	/	/	935 (918)	/	/	
		と殺解体料	/	/	/	/	715 (702)	/	/	
	南 総	南総食肉センター (1 5)	と畜場使用料	5500 (5400)	5500 (5400)	3300 (3240)	2200 (2160)	1320 (1296)	1650 (1620)	1650 (1620)
			と殺解体料	2750 (2700)	2750 (2700)	2200 (2160)	770 (756)	880 (864)	770 (756)	770 (756)

と畜・食鳥検査手数料(単位:円)	牛	馬	とく	豚	めん羊 山羊	鳥
		700	700	300	300	200

2 と畜場の構造設備等の概要

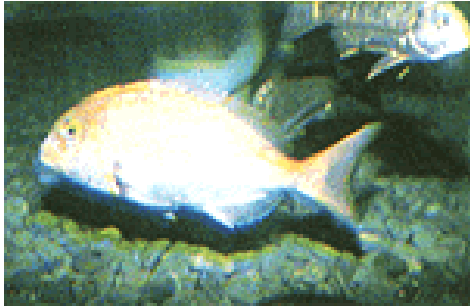
所管	構造設備 と畜場名	所在地 経営	設置者 住所	氏名 住所	許可年月日	敷地面積 建物	建築様式 使用水	1日の 処理能力		大動物 小動物	繋留所 面積	大動物 小動物	解体 処理室 面積	大動物 小動物	懸肉室 冷蔵 施設	汚水 処理 施設	設置 年月日 処理 方法	処理 能力 放流先
								大動物	小動物									
中 央	印旛食肉センター 事業協同組合 印旛食肉センター	成田市芦田2420 民営	印旛食肉センター事業協同組合 成田市芦田2420		平成8年4月1日	19,847.5㎡ 5,069.8㎡	鉄筋コンクリート 井戸水	900頭	490.07㎡	508.50㎡	115.00㎡ 825.00㎡	昭和50年8月21日 活性汚泥法	790m ³ /日 根本名川					
	千葉県食肉公社	旭市鎌数6354-3 民営	株式会社千葉県食肉公社 旭市鎌数6354-3		平成10年10月1日	41,047.5㎡ 9,559.9㎡	鉄筋コンクリート 上水道・井戸水	120頭 1,850頭	427.00㎡ 1,149.00㎡	564.81㎡ 989.79㎡	1,594.00㎡ 2,417.00㎡	平成元年4月1日 活性汚泥法	2,600m ³ /日 新川					
東 総	横芝光町 東陽食肉センター	山武郡横芝光町芝崎1390 公営	横芝光町 山武郡横芝光町宮川11902		昭和43年5月17日	14,400.0㎡ 4,254.0㎡	鉄筋コンクリート 井戸水	30頭 850頭	114.00㎡ 525.50㎡	165.00㎡ 893.00㎡	216.00㎡ 532.00㎡	平成9年3月19日 活性汚泥法	1,000m ³ /日 栗山川					
	東食肉センター	香取郡東庄町笹川4714 公設民営	東庄町 香取郡東庄町笹川4713-131		昭和28年12月20日	6,783.0㎡ 2,044.2㎡	鉄筋鉄骨コンクリート 井戸水	500頭	225.10㎡	335.48㎡	66.28㎡ 285.01㎡	昭和45年3月31日 活性汚泥法	450m ³ /日 黒部川					
南 総	南総食肉センター	長生郡陸沢町北山田寺崎新田15-1 民営	長生郡陸沢町北山田寺崎新田15-1		平成10年3月25日	49,515.0㎡ 3,227.0㎡	鉄筋コンクリート 上水道・井戸水	60頭 230頭	262.73㎡ 315.94㎡	294.24㎡ 330.50㎡	220.00㎡ 448.00㎡	昭和56年3月31日 活性汚泥法	370m ³ /日 一宮川					

3 大規模食鳥処理場の構造設備等の概要

所管	構造設備 と畜場名	所在地 経営	設置者 住所	氏名 住所	許可年月日	敷地面積 建物	建築様式 使用水	1日の 処理能力	生体保管場所 面積	食鳥処理室 面積	冷蔵・冷凍 施設面積	汚水 処理 施設	設置 年月日 処理 方法	処理 能力 放流先

4 歴代所長一覧

代	中央食肉衛生検査所	東総食肉衛生検査所	南総食肉衛生検査所
初	石川 光 昭和49年4月～50年5月	斉藤 健三 昭和46年7月～50年3月	八角 武夫 昭和56年4月～59年3月
2	青木 榮 昭和50年5月～53年3月	本多 作爾(事務取扱) 昭和50年4月～50年5月	高橋 卓 昭和59年4月～61年3月
3	本多 作爾 昭和53年4月～55年3月	田崎 武範 昭和50年5月～51年3月	松本 康夫 昭和61年4月～62年3月
4	鈴木 謙之介 昭和55年4月～56年6月	北田 孝 昭和51年4月～56年6月	藤江 常三 昭和62年4月～63年3月
5	北田 孝 昭和56年6月～58年3月	吉岡 秀三 昭和56年6月～59年3月	萬谷 稔 昭和63年4月～平成2年3月
6	青木 榮 昭和58年4月～59年3月	八角 武夫 昭和59年4月～61年3月	野口 英生 平成2年4月～4年3月
7	吉岡 秀三 昭和59年4月～60年3月	渡辺 春道 昭和61年4月～62年3月	橘川 宏 平成4年4月～5年3月
8	高澤 功 昭和60年4月～61年3月	慶児 良弘 昭和62年4月～平成2年3月	富樫 繁美 平成5年4月～6年3月
9	八角 武夫 昭和61年4月～62年3月	萬谷 稔 平成2年4月～4年3月	鈴木 武夫 平成6年4月～8年3月
10	土屋 正雄 昭和62年4月～平成元年3月	野口 英生 平成4年4月～5年3月	石川 正順 平成8年4月～13年3月
11	三輪 正容 平成元年4月～3年3月	寺牛 正和 平成5年4月～10年3月	川口 節男 平成13年4月～15年3月
12	高根澤 幸雄 平成3年4月～5年3月	鈴木 武夫 平成10年4月～11年3月	宍倉 忠夫 平成15年4月～16年3月
13	萬谷 稔 平成5年4月～6年3月	三輪 弥太郎 平成11年4月～13年4月	濱田 徳雄 平成16年4月～17年3月
14	野口 英生 平成6年4月～8年3月	鎌田 知能 平成13年4月～16年3月	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月
15	山口 尊彦 平成8年4月～13年3月	平山 勝男 平成16年4月～18年3月	加瀬 宏夫 平成17年4月～19年3月
16	鎌田 知能(事務取扱) 平成13年4月～13年4月	高浦 芳一 平成18年4月～20年3月	堂後 紀彦 平成19年4月～20年3月
17	三輪 弥太郎 平成13年4月～15年3月	高橋 紀久夫 平成20年4月～22年3月	大平 一良 平成20年4月～21年3月
18	川口 節男 平成15年4月～17年3月	土肥 暁 平成22年4月～24年3月	細谷 和邦 平成21年4月～24年3月
19	高浦 芳一(事務取扱) 平成17年4月～17年4月	渡辺 茂樹 平成24年4月～25年3月	小澤 等 平成24年4月～26年3月
20	竹越 不可止 平成17年4月～18年3月	岩井 良宏 平成25年4月～28年3月	林 亨 平成26年4月～28年3月
21	石田 良雄 平成18年4月～21年3月	水田 勲 平成28年4月～30年3月	小谷 嘉宏 平成28年4月～30年3月
22	高素 俊二 平成21年4月～22年3月	佐藤 至 平成30年4月～令和2年3月	嶋野 正義 平成30年4月～平成31年3月
23	阿部 暁 平成22年4月～24年3月		菅沢 淳一 平成31年4月～令和2年3月
24	若菜 正行 平成24年4月～25年3月		
25	崎本 毅 平成25年4月～26年3月		
26	野平 幸也 平成26年4月～28年3月		
27	塚本 宏 平成28年4月～29年3月		
28	浦野 圭司 平成29年4月～30年3月		
29	渡邊 紀之 平成30年4月～平成31年3月		
30	齋藤 了 平成31年4月～令和2年3月		



県の魚（鯛）



県の鳥（ほおじろ）



県の花（菜の花）



県の木（まき）

令和元年度千葉県食肉衛生検査所事業概要

令和2年7月

編集者 千葉県中央食肉衛生検査所
千葉県東総食肉衛生検査所
千葉県南総食肉衛生検査所